

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（512）

2. 日時：令和5年5月10日 13時30分～15時30分
15時45分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、
藤原主任安全審査官、伊藤安全審査官、大塚安全審査官、
小野安全審査官、平本安全審査専門職

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他2名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）（DB063F r. 7. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）（DB063F-9 r. 7. 0）
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））
- （4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）
- （5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 11. 0）
- （6）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 9. 0）
- （7）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第16条 燃料体等の

取扱施設及び貯蔵施設)

- (8) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第16条
燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等
対処設備) 1. 3 重大事故等対処設備【43条】(SA43 r. 5.
0)
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故
等対処設備) 補足説明資料 43条 (SA43H r. 5. 0)
- (11) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故
等対処設備) 比較表 1. 3 重大事故等対処設備【43条】(SA43
-9 r. 5. 0)
- (12) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故
等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 1.
0)
- (13) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第43条 重大事故
等対処設備)
- (14) ヒアリングにおけるコメント回答資料 (1)
- (15) ヒアリングにおけるコメント回答資料 (2)
- (16) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第43
条 重大事故等対処設備
- (17) 本日の設置許可基準規則(43条~56条)ヒアリングの対象資料につい
て
- (18) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故
等対処設備) 2. 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするため
の設備【44条】(SA44 r. 5. 0)
- (19) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故
等対処設備) 2. 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉
を冷却するための設備【45条】(SA45 r. 5. 0)
- (20) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故
等対処設備) 2. 3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
【46条】(SA46 r. 5. 0)
- (21) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故
等対処設備) 2. 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉
を冷却するための設備【47条】(SA47 r. 5. 0)
- (22) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故
等対処設備) 2. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48
条】(SA48 r. 5. 0)
- (23) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故
等対処設備) 2. 6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】
(SA49 r. 5. 0)

- (24) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50 r. 5. 0)
- (25) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51 r. 5. 0)
- (26) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52 r. 5. 0)
- (27) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r. 5. 0)
- (28) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】(SA54 r. 5. 0)
- (29) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】(SA55 r. 5. 0)
- (30) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.13 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】(SA56 r. 5. 0)
- (31) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 44条(SA44H r. 5. 0)
- (32) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 45条(SA45H r. 5. 0)
- (33) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 46条(SA46H r. 5. 0)
- (34) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 47条(SA47H r. 5. 0)
- (35) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 48条(SA48H r. 5. 0)
- (36) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 49条(SA49H r. 5. 0)
- (37) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 50条(SA50H r. 5. 0)
- (38) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 51条(SA51H r. 5. 0)
- (39) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 52条(SA52H r. 5. 0)
- (40) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故

- 等対処設備) 補足説明資料 53条 (SA53H r. 5. 0)
- (41) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 54条 (SA54H r. 5. 0)
- (42) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 55条 (SA55H r. 5. 0)
- (43) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 56条 (SA56H r. 5. 0)
- (44) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】(SA44-9 r. 5. 0)
- (45) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r. 5. 0)
- (46) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46-9 r. 5. 0)
- (47) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47-9 r. 5. 0)
- (48) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r. 5. 0)
- (49) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】(SA49-9 r. 5. 0)
- (50) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 7 原子炉格納容器内の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50-9 r. 5. 0)
- (51) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51-9 r. 5. 0)
- (52) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r. 5. 0)
- (53) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53-9 r. 5. 0)
- (54) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】(SA54-9 r. 5. 0)

- (55) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】(SA55-9 r. 5. 0)
- (56) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】(SA56-9 r. 5. 0)
- (57) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 44条(SA44H-9 r. 1. 0)
- (58) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 45条(SA45H-9 r. 1. 0)
- (59) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 46条(SA46H-9 r. 1. 0)
- (60) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 47条(SA47H-9 r. 1. 0)
- (61) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 48条(SA48H-9 r. 1. 0)
- (62) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 49条(SA49H-9 r. 0. 0)
- (63) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 50条(SA50H-9 r. 0. 0)
- (64) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 51条(SA51H-9 r. 1. 0)
- (65) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 52条(SA52H-9 r. 0. 0)
- (66) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 53条(SA53H-9 r. 1. 0)
- (67) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 54条(SA54H-9 r. 1. 0)
- (68) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故

- 等対処設備) 補足説明資料 比較表 55条 (SA55H-9 r. 0. 0)
- (69) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 56条 (SA56H-9 r. 0. 0)
- (70) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 技能1.4 /第四十七条, 技能1.5 /第四十八条, 技能1.6 /第四十九条, 技能1.7 /第五十条, 技能1.8 /第五十一条, 技能1.9 /第五十二条, 技能1.10 /第五十三条, 技能1.12 /第五十五条, 技能1.13 /第五十六条, 技能1.14 /第五十七条
- (71) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準への適合状況について 技能1.0(共通事項)
- (72) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について第四十四条 技能1.2 /第四十五条 技能1.3 /第四十六条 技能1.11 /第五十四条 (審査会合における指摘事項回答)
- (73) 泊発電所3号炉 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映について(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための対策)
- (74) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について 第9条 (溢水による損傷の防止等)
- (75) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について 第9条 (溢水による損傷の防止等) (審査会合における指摘事項回答)
- (76) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等(変更箇所抜粋)
- (77) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第9条 溢水による損傷の防止等)
- (78) 防災科研調査によって抽出された地滑り地形②及び③に関する当社地滑り調査結果について
- (79) 地滑り地形②及び③と保安電源設備との位置関係
- (80) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部事象))

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	規制庁オオツカです。それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の、
0:00:13	六条、九条16条、あとSA
0:00:16	設備手順関係に係るヒアリングを開始します。それではまず、6条の地すべりからということで事業者の方から説明をお願いします。
0:00:28	北海道電力の太細です。
0:00:31	それでは6条の地すべりについてですねコメント回答を説明させていただきますけれども、ちょっと説明に先立ちまして、2点ほど、お断りさせていただきます。
0:00:43	1点はですねコメント回答を、の資料にあるコメント内容ですけれども、まだ確定したものではありませんで仮というステータスでございます。
0:00:55	趣旨、コメントの趣旨は変わることはないというふうに考えてますけれども、表現等はですね今後修正の可能性があると。
0:01:04	いうところでご理解いただければと思います。
0:01:08	それともう1点、本日の資料ですけれども、コメント回答を使用する、資料、これに特化した資料としてございます。
0:01:19	まとめ資料の方への反映がまだまだですので、今後本日、説明した内容をまとめ資料の方に反映していくということで考えております。
0:01:32	それではコメント回答、説明いたします。資料の8-3。
0:01:37	-7ページをご覧ください。
0:01:43	本日説明する内容はですね、No.34から37と。
0:01:50	までの四つということになっております。
0:01:54	コメントNo. 34ですけれども、地すべり調査、
0:02:00	の関係でですね、防災科研、
0:02:03	が示しているものと当社の評価が一部
0:02:07	評価が異なってるというか、地すべり地形ではないと。
0:02:11	いうふうに考えている部分がありましたので、そこについて、
0:02:14	調査内容を充実するようにと。
0:02:17	特に調査員の力量であるとか、あと地面のお写真の近接した写真の掲載であるとか、そういったところで充実するようというコメントでした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	これについては一通りコメント回答した後でですね、詳細説明をいたします。
0:02:37	続きまして 35 番ですけれども、これも同じ範囲、防災科研で示されている J I S は立地系の範囲に、保安電源設備、33 条側の設備ですね。
0:02:50	これがあるのかないのかと、というようなコメントでございました。
0:02:54	これ別資料、資料 8-2 と。
0:02:57	いうものでご説明いたします。資料 8-2、ご覧ください。
0:03:06	この資料の上、図の 1 というのが、33 条、
0:03:11	下の図の 2 というのが 3、6 条のまとめ資料の抜粋となっております。倍率といいますか縮尺はほぼ同じにしております。
0:03:22	図を見ていただきますと、図の 2 の赤範囲、いいですね開く範囲。
0:03:29	の範囲の図の 1 のあたりを見ていただきますと、緑色であるとかですね、ピンク色とか、設備、
0:03:37	この範囲にあるだろうなというのがわかるかと思えます。
0:03:41	具体的にどういう設備があるかということに関しましてはですね、下の方、矢羽根で二つ書いておりますけれども、
0:03:49	地すべり地形②ではですね、66 k V 開閉所等、
0:03:56	それから地すべり地形さんの範囲でいきますと、66 k V 泊線と、
0:04:02	いったものがあの範囲に存在すると。
0:04:05	ということでございますので、これは今後、まとめ資料の方に反映していきたいというふうに考えております。
0:04:14	コメント回答の方を資料 8-3 に戻っていただきまして 8 ページをご覧ください。
0:04:27	No. の 36 番ですけれども、これは文献で示されている地すべり地形等の範囲、これが敷地内になった場合に、
0:04:38	その敷地内で現地調査踏査等を行っていない先行の例があるかと。
0:04:45	というようなコメントでございました。
0:04:48	先行プラントの例確認しまして、大飯 34 号炉で、そのような事例がありましたので、回答概要の方に記載しております。
0:04:59	括弧書きで、大飯 34 号炉まとめ資料というところの下 1 行目ですけれども、
0:05:07	土石流危険区域については、現地踏査を実施し、ということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:13	土石流の危険区域の範囲、これについては現地踏査を実施していると。
0:05:18	一方でですね、この文章の5行目ですね。
0:05:22	また、地すべり地形についても、地すべりが発生した場合を想定し、
0:05:31	ちょっと省略しますがけれども何々を前提に評価を実施するという ことで、特に現地調査、調査を実施して評価をするのではなく て、
0:05:41	もうそこに地すべりは地すべり地形であると。
0:05:45	というような前提で評価を実施していると、というような説明ござい ましたので、例としてはこういう例があるというところでお示し いたしました。
0:05:56	それから続きまして、コメントNo.の37番ですけれども、これ泊の 地すべり地形、
0:06:05	衛藤の範囲にですね、モニタリングポストがあると。
0:06:09	ということで、
0:06:10	監視設備、31条側ですね、31条側で、地すべりEに特化した記載 があるかどうかというのを確認するよというコメントでし た。
0:06:21	これについてはですね泊、それから先行BWRで、柏崎島根。
0:06:28	それからPWRの多いと。
0:06:30	というようなプラントの資料を確認しましたがけれども、いずれもで すね、31条側で地すべりに特化したような説明、記載はしてなか ったと。
0:06:41	いうことを確認しております。
0:06:45	で、コメン等の34番に戻りまして、地すべり調査の充実につい て、担当の方からご説明いたします。
0:06:57	はい北海道電力箕輪です。資料8-1をお願いいたします。
0:07:04	はい防災科研調査によって抽出された地すべり地形②及び③に関 する当社地すべり調査結果についてという形で、
0:07:12	コメント回答資料をまとめてございます。
0:07:15	まず1ポツ、当社地すべり調査についてというところですけど も、こちら、
0:07:22	4月28日のヒアリング資料で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:25	別添資料のうち補足 15、その中の別紙 1、ここでリスク調査に関する記載しておったんですけども、そこに関して、
0:07:35	一応抜粋してきまして黄色箇所ハッチング箇所のところ、
0:07:39	記載充実化してるといものになります。
0:07:42	具体的には 3 パラグラフ目地形判読について、
0:07:46	技術塩入学部門、それと、応用地形判読士の資格を有する調査員、それを含めた体制で次、調査実施している旨、それと 4 パラグラフ目、現地調査について技術省より学部門の資格を有する調査員を含めた体制で、
0:08:01	実施していると、いうことを記載、追加してございます。
0:08:05	続いて 2 ページお願いします。
0:08:09	2 ページ 2 ポツ地すべり地形②についてというところでこちら、4 月 28 日、ヒアリング資料の、
0:08:16	この別紙 2 の方の、地すべり地形それぞれについて詳細記載していたところ、そこをベースに、黄色ハッチング箇所、
0:08:25	記載自立かそれと写真の追加を行ってございます。
0:08:30	まず 2-1、地形判読、こちらについて、これまで前回ヒアリング資料ですと、
0:08:36	当社の空中写真判読で使用した写真を載せていたんですけども、今回図の 1-3 ページの図の 1 の方で、
0:08:44	保坂県さんの方の調査で使用している写真も追加すると。
0:08:48	いう形にしてございます。
0:08:50	また、4 パラグラフ目、こちら、防災科研さんの方で、地すべり地形としている箇所で、それ、
0:08:58	さらに当社の付け判読では、
0:09:01	地すべり地形としていない箇所について、
0:09:04	3 ページの図の 2 の等高線図を用いまして、
0:09:08	当社の地形の見立て追記してございます。3 ページ図の 2 の中に、
0:09:15	例えば青枠で囲っているところ、これ滑落外とされる箇所付近に関しましては、
0:09:20	桂川伊佐する大型谷型斜面ふ或いは明瞭な急傾斜が認められないと。
0:09:26	いったこと。
0:09:27	或いは緑、緑破線で囲っている。
0:09:30	側方外とされる箇所においては、沢が認められて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:34	その差を挟んで両側において斜面の角度が同程度と。
0:09:38	なっていてそこが示唆するような特徴である、地すべり土塊とされる箇所に向かう明瞭な急斜面は、
0:09:44	認められないと、そういったことを記載してございます。
0:09:48	続きまして、5 ページお願いします。
0:09:53	5 ページ 2-2 現地調査になります。こちら 4 月 28 日のヒアリング資料の別紙にベースに、
0:10:00	既成事実化、写真追加してございます。
0:10:04	まず、二つ目のパラグラフについて 6 ページ、図の 5 の、
0:10:09	記 1 の写真の範囲についてこの写真自体はもともと載せていたんですけどもその説明書き、
0:10:15	前回ヒアリングでは差を挟んで顕著な地形の変化はないとだけ書いていたんですけども、
0:10:20	それについて差を挟んだ両側において、斜面の角度が同程度となっており、速報会社する特徴である、地すべり土塊とされる箇所に向かう明瞭な形斜面、
0:10:30	急傾斜が認められないといった形で記載充実化してございます。
0:10:35	また
0:10:37	7 ページ図の 5 の P4P5。
0:10:39	つきましては接近写真ということで、R I Sブリード該当される箇所の、
0:10:44	端部付近、こちらで堅硬な岩盤が認められると。
0:10:48	いう状況写真を追加してございます。
0:10:53	5 ページの最後のパラグラフのなお書きのところですけども、
0:10:57	こちら、地すべり地形②のところにございます開閉所、
0:11:02	に関するところを記載していたんですけども、
0:11:05	一番下から 2 行目のところへ地すべりを示唆する変状というところで、括弧書きで想定される変状について追記していると。
0:11:14	いうものになります。具体的には 7 ページ図の 5 の P6、
0:11:18	におきまして、
0:11:20	途中にしる保全で、
0:11:22	示している箇所ございますけどもこちらが防災科研調査で、側方外と地すべり土塊とされる箇所の、大体境界ぐらいに 8000 書いているんですけども、
0:11:32	仮に地すべりが動いていれば、この破線辺りで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:37	クラックが生じて隕石がずれるとかフェンスがずれるとかそういったことが想定されるんですけども、そういったものは認められないという状況写真を載せてございます。
0:11:46	続いて8ページをお願いします。
0:11:50	8ページ2-3のまとめという形で、立地計②のまとめ書いてるんですけども、
0:11:57	こちらヒアリングから、追記したものとしまして、
0:12:01	なお書きのパラグラフになるんですけども、地すべり地形でないという場合、そういったときに、じゃあどういう地形なのかということについて追加してございます。
0:12:11	NHKのある2が周囲を山に囲まれていることから、
0:12:14	その侵食によって形成された地形と考えるということを追記してございます。
0:12:20	続いて9ページをお願いします。
0:12:24	2ページ3ポツ、地すべり地形③についてと、こちら先ほどの地すべり地形②と同様に、
0:12:30	へ4月28日ヒアリング資料の別紙2課にベースに追記してると。
0:12:36	いうものになってございます。
0:12:38	3-1-1地形判読につきましても、同じく写真を追加して、
0:12:43	最後のパラグラフで、防災科研さんが、SA地形と言ってる範囲について当社の地形の見立て、
0:12:51	10ページの図の7の等高線図2に追記するという形で、
0:12:56	当社の見立て記載してございます。
0:12:59	そして12ページをお願いします。
0:13:04	12ページ3-2現地調査になります。
0:13:08	こちら先ほどと同じく、写真の追加、記載の充実を図ってございます。
0:13:15	13ページの図の中、P1Pにこちらにつきましては、
0:13:21	遠望変貌とか全景が移る写真を追加してございまして、
0:13:29	10ページ、13ページの上の図のB1、
0:13:33	のところでいきますと、
0:13:35	防災科研調査で菅桂ぐらいのトップ官庁とされる。
0:13:39	斜面の状況としましてこちらで、滑落外させるセンキュー性が認められないという状況、それと、P2速報該当される箇所、
0:13:49	につきまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:50	先ほどもありましたけども澤さんの漁場において斜面の角度が同程度となっております、
0:13:56	側方やさせる特徴は認められないという状況の写真を追加してございます。
0:14:01	また 14 ページ、P5P6。
0:14:04	においては、接近写真と、
0:14:07	ということで、
0:14:09	地すべり土塊とされる箇所、南側端部、北側端部それぞれで、
0:14:13	現行の岩盤が分布しているという状況の写真を追加してございます。
0:14:20	続いて 15 ページ、3-3 まとめですけども先ほどの、
0:14:23	②のまとめと同じく、なお書きの Paragraph 追加してまして。
0:14:29	周囲を茶津側或いは澤に囲まれているのでこれらの進捗によって形成された地形と考えられるという方を追記してございます。
0:14:37	資料 8-1 の説明は以上になります。
0:14:46	北海道電力からの説明は以上です。
0:14:51	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。それでは確認に入りたいと思います。
0:14:57	まずですね地すべり地形については、前回のヒアリングで、
0:15:05	示されていない設備を今回新たに資料で示していただいたんですけど、
0:15:11	あと、
0:15:12	地すべり地形のほかに土石流危険区域及び溪流等、あと、
0:15:17	急傾斜。
0:15:18	次、降灰危険箇所があると思うんですけど、その範囲については、モニタリングポスト以外には追加の
0:15:26	設備はないという理解でよろしかったでしょうか。
0:15:30	北海道電力の太細です。はい。今おっしゃった二つの範囲ですね土石流それから急傾斜地は従来通り、モニタリングポストのみでございます。
0:15:42	規制庁オオツカで承知しました。あと、資料 8-2 の、
0:15:47	方で、
0:15:48	図を二つ載せていただいているんですけど、
0:15:52	ちょっと範囲を、
0:15:55	見るのに、見比べながらや見なきゃいけないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:59	もし可能であれば図1の方に、地すべり地形の範囲を、
0:16:04	ちょっと見にくくならないようにですけど、帰っていただいて、図2の方はいららないかなと思ってるんですけどいかがでしょうか。
0:16:13	北海道電力の太細です。今後まとめ資料に反映する際にですね、
0:16:19	地すべり地形だけを示すものと、それから、安全施設、
0:16:24	一緒に示す場合もありますので、2種類の図を使って、
0:16:28	ですね、まとめ資料の方では、安全施設が、
0:16:32	こういうのがあるよっていうのは、
0:16:34	知らなきゃならないものは、そういう図を使う、単純に地すべり地形だけを示す場合には、特に安全施設を書か示さないという2種類の増ですね。
0:16:44	作って使い分けしたいというふうに考えております。
0:17:02	北海道電力の太細です説明が不足しており失礼しました。私もそのような認識でして、地すべり地形にっていう範囲と、それから保安電源設備とか、
0:17:13	一つの図で重なったような図を、はい。作っていきたいというふうに考えております。
0:17:21	規制庁大塚です。承知しました。
0:17:26	改めての確認なんですけど、前回のヒアリングでは説明が少し足りていなかったということで、今回資料を充実させていただいて、それを踏まえて、
0:17:36	前回の3月30日の審査会後の設計方針から、
0:17:41	今回示されている設計方針っていうのは、一切変更はないということですのでよろしく、よろしいでしょうか。
0:17:49	北海道電力の太細です。はい。3月30日、それから4月28日のヒアリング
0:17:56	でお示したものを設計方針から変更はございません。
0:18:02	はい、規制庁オオツカで承知しました。
0:18:04	私からは以上になります他に確認ありますでしょうか。
0:18:14	原子炉規制庁美馬です。大分わかりやすくなったんですけどすみませんこれちょっと私も専門じゃないから、
0:18:20	もう少し、2ページとかを分かる図をつけてもらいたいというのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:26	滑落崖とは何ですかというのがよくわからず、どういうものが滑落崖で、
0:18:36	凸型、
0:18:37	ここ一つだけ。
0:18:40	山県。
0:18:41	大賀高、大賀谷型斜面、
0:18:45	とかあとそこを、
0:18:47	きっかけとかっていうのを専門家も使われて多分その、
0:18:51	専門として見てわかると思うんですけど、これがどういうものかがまず示されていないので、それと、今の現状が違うっていうのが、今の資料だとそこはちょっと読めないで、そこがわかるような資料にしていだけますかね。
0:19:06	北海道電力箕輪です。こちらへと4月28のヒアリング資料の別紙1の方では書いていたんですけども、今回の資料はその
0:19:14	文書だけ抜粋した形になってしまったので確かにその模式図、教科書的な図が、
0:19:20	入ってなかったのもまとめ資料に反映するときには、それが合わさった規制になるということで考えてます。はい、わかりました。で、
0:19:30	今回の指摘事項のリストにあるような最後のページかな。
0:19:35	これはまとめでは、基本的には先行で潜航はこういうのがあると基本的には
0:19:44	地すべりを考慮した。
0:19:46	対応をしてきたと。
0:19:48	こういったものも多だけのことを言ってるのかな。
0:19:50	以外はなかったんで多分島根とかはもう多分地すべりが明らかなので、
0:19:57	土石流が明らかになってちょっと忘れたんだけど、
0:20:00	今回ちょっと36で確認したかったのは、
0:20:03	泊は、
0:20:07	初出しになるっていう言い方は初めてこういうふうな整理をしたってことですか。
0:20:15	北海道電力の太細です。
0:20:17	浅井です。すいません初めてこういう整理とおっしゃったのは、
0:20:22	ちょっと今、糸賀。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:25	江藤最後、
0:20:27	36の指摘事項、さあ大井参与のまとめ抜粋って書いてあるんで、
0:20:37	地すべり地形についても地すべりが発生した場合は想定し随時処理時、要は、
0:20:43	こういうふうな、ちょっと私が全部理解した上で防火検によって抽出された地すべり地形については、漏れなく地すべりを想定して評価をしていた大井に比べて、
0:20:55	泊については現地調査をして、地すべりの発生の可能性が低いという整理をしたことが、森井も含めてPWR、BWRの先行電力の中では、
0:21:06	初めてなんですかっていう説明なんですけども。
0:21:11	北海道電力の太細です。地すべり地形というところで申し上げますと、
0:21:16	泊の3ヶ所あって、うち、調査をやって、2ヶ所は違うでしょうというところで島根でも例がありまして、口、
0:21:26	1ヶ所ほどだったと思いますけれども、文献で示されているうち、
0:21:31	調査をやって認められる箇所、認められない箇所というのを選別というか評価したという例はございます。
0:21:40	わかりました。それは結局柴野島でも同じように、現地調査として選別をかけていると。その選別の書き方とこれと同じような調査をされてるってそういうことですかね。
0:21:56	北海道電力箕輪です。島根さんの方でも、地形判読で指定して、さらに現地調査で指定してると。
0:22:02	そういう同じ調査メニューになってございます。
0:22:07	お配りもして刀禰です。そこが、
0:22:12	わかるものって、
0:22:14	多分記載がなかったような気がしたんで記載というか、
0:22:18	先行実績土砂じゃ島根をぐせ島根の知見を踏まえると、この防火研の調査によって抽出された
0:22:27	疑われるところを整理してるっていう実績は島根だけ、それが島根も以外にもあるんでしょう。
0:22:44	中フジワラですけども
0:22:46	5条の基準津波の陸上地すべりにおいて、どんなふうなことをやってたかっていうのもあわせて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:57	そうやって説明いただけますか、同じようなことやってるんじゃないですか。
0:23:02	そちら見てますかね。
0:23:04	どうぞ。うん。うん。ですよ。
0:23:06	北海道電力箕輪です五条の基準津波の方の波源になる地すべりのことだと思っすけども、同じ調査で、
0:23:15	やってございます。はい。
0:23:19	実績というかは、規制庁じゃない。要はすでに地震津波の審査の中で、もうそれが今、大体そこは多分量、概ね量として、
0:23:31	通ってきてるわけですよそのやり方が、要は、こういったまず防災科研ね、どういうものがあるのか、それがすべるかすべらないのかっていうのは要は、ちゃんと調査をした上で、
0:23:42	要はスクリーニング、例えば多分堀株とかあと兜岩とかも何かそういうふうな評価を確かしたと思っすね。
0:23:49	一応敷地アライ敷地がいいかな。そういうわけだからそういうふうなやり方っていうのが、泊としてちゃんと整合がとれてる上に、阿藤千子もちゃんとそういうふうなことをやってる。
0:24:02	もしかしたら島根でやってる現地調査と泊って現地調整っていうこと多分ちょっと違うと思っすね。
0:24:09	若干細かいところが、でも実際コモリのそのハザード側とひっ比べると多分同じようなことになってるんじゃないですか。
0:24:16	違いますかね。
0:24:18	ちょっと私聞いたの本当は、そのハザード側とプラント側とで、何か別なことをやってるんですかっていうのをちょっと聞こうと思ったんですけど、一応そういうふう、まずそこってどうですか。
0:24:42	北海道電力の渡部です。
0:24:45	ハザード側の方では津波の方は、今までで行くところの防災科研さんで言ってる地すべり地形1っていう堀掛川の方ですね、その一部を当社として地すべり地形であろうというふうに認定していて、
0:24:59	津波の方でも基準津波でもそのような扱いとしてますまたあの敷地の地質地質構造においても、断層評価の前に、地すべり地形の有無っていうところを地形判読として見ていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:10	敷地の地質地質構造の中でも、敷地の中で地すべり地形として認定されるといものについては、
0:25:16	地すべり地形1と堀株が出た先生防災科研立というところの一部、堀株川のほうの地すべり地形だけを認定してるという状況で、ハザード側の方とは整合がとれていると考えてございます。
0:25:30	除外してる方ですね今。
0:25:32	はい。
0:25:34	同じような扱い。
0:25:37	一緒です同じになってます。
0:25:50	規制庁深山です今回これ資料が真ん中しかまで一部しか出されていないんで全然ちょっと見えないんですけど、要はその
0:25:58	私が確認したかったのは泊例えば泊の中でもこの6章の地すべりだけを、何か特別なやり方でやってるのではなくて、これまでに規制庁との審査の中で、
0:26:10	認められたやり方も、を用いてやってるならそこは明確に資料で入れておいていただかないと、
0:26:18	我々として新しいやり方を用いてるんだったら当然それが論点になりますんで、
0:26:23	そうじゃなくて今言われたように要はハザード側でもすでに認められたやり方で、その除外という言い方なのか
0:26:33	じゃ、除外っていうかその必要、必要ないっていうかそうする可能性が低いという判断をしているやり方とほぼ一緒であればそこは明確に書いておかないと。
0:26:41	我々としてもこの地すべりの審査の中で、新たなものにチャレンジしてるように見えちゃうとよくないので、そこはちょっと明確にこの資料というよりは他の資料でもいいんですけど、記載していただければなと思います。いいですか。
0:26:56	北海道電力の渡部です。はい、承知いたしました。
0:27:01	あと、あとちょっともう1点、今日の内容にはちょっと直接関係ないんですけど、さっきちょっと言いかけえっと、
0:27:09	規制サイトには入口のところに地すべり地形ありますよね。
0:27:15	ちょっと原子炉制御室の方で出てたんだけど、
0:27:18	それは何で六条側に入っていないんでしたっけってそれを聞こうと思ったんだけど、
0:27:24	有賀。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:26	うん。
0:27:36	ちゃんと入行トンネルはチャッチャ津川です。
0:27:41	ここ、急傾斜非崩壊危険がこれ③のこと言ってもすいません、入ってたのか。
0:27:49	この③、③だよね。
0:27:54	あそこ、これ入ってるんだよね。
0:28:06	ちょっと待ってね。
0:28:21	はい、わかりました。ちょっとは、私ちょっと見落としたやつがあったので前回入ってたのを見落としてました。
0:28:28	土岐急傾斜器地崩壊危険箇所③がそういうことですね。
0:28:35	これは場所が遠くてモニタリングポストだけしか入ってないのっていうことですね。
0:28:40	はい、わかりました。私の方は以上です。
0:28:45	同規制庁フジワラです 15 ページのですね、地すべり地形③についてはこれは、
0:28:52	六条としては地すべり地形でないと判断してますっていうのは、はい。そうですかというところなんですけども。
0:29:02	五条ちょっと私気にするのは五条の入力津波におけるその地形変化の方については、あれは五条は5条で
0:29:10	きちっと審査はさせておきますと、今ちょっとクリアさせておきたいのは、六条で滑らないと評価したものを須川五条に持ってこないでください。
0:29:20	なぜなら要は入力津波の評価においては、
0:29:25	要は地形の変化、要は地震が来た後の地形の変化っていうのを考慮しますので、当然そのS _s はこういった③って敷地がいいですかね、
0:29:35	敷地外でもいいんですけど、そういった地形変化が入力津波に与える影響ってのは当然考えないといけませんので、そこはちょっと、今ちょっと留意しておいてください。よろしいですか。
0:29:55	北海道電力の渡部です。承知いたしました。ここはあくまでも五条では地震ということが表、影響してきますので、六条での結果をそのまま安易に持っていくということはしないように留意して、
0:30:08	工場の関係者とも共有、情報共有したいと考えております以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:18	はい規制庁オオツカです他、確認よろしいでしょうか。
0:30:25	ここで少し
0:30:28	庁内で打ち合わせますので、1たんマイクオフにします。
0:37:50	規制庁大塚ですそれではヒアリングの方を再開します。こちら側からの確認は以上なんです、事業者側から何かコメント等ありますでしょうか。
0:38:06	移動電力の太細です。当社からはございません。
0:38:10	規制庁オオツカで承知しました。それではこれで地すべりの方は終わりにしたいと思います。続いて九条の内部溢水なんです、5分後から開始したいと思います。
0:38:36	はい。規制庁のオノですそれでは9条溢水のヒアリングを土佐アノ。
0:38:41	お返ししたいと思います説明をお願いします。
0:38:46	北海道電力の濱口です。九条溢水の会合用のパワーポイント資料、前回ヒアリングでいただいたコメントを反映しておりますので押せ、ご説明させていただきます。
0:38:58	資料7-1をお願いいたします。
0:39:04	まず初めに3ページの方をお願いいたします。
0:39:07	こちら溢水経路図の方へお示ししております、本文に記載しております。機器ハッチ階段とあと、止水に期待することのできる設備、こちらが明示されている図面に差し替えを行っております。
0:39:24	続いて6ページをお願いいたします。
0:39:28	こちらは想定破損による没水影響評価結果をお示ししているんですけども、前回までの紙前回お示した資料では、評価の例として、高圧注入ポンプのみを表5-2と図の
0:39:42	5-3に載せておりましたので、こちらのフロアにある防護対象設備は、すべて、表と図のほうに記載するということで、修正をさせていただきます。
0:39:51	あともう1点、図の5-3の溢水伝播経路の方ですけども、上階から溢水が伝播してくるんですけども、こちらの水がどこから来るかわからないというようなご指摘をいただいておりますので、
0:40:04	吹き出しで、次、10.3メートルの方から階段室を經由して伝播するということがわかるように記載の方を追加させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:16	続きまして 16 ページの方をお願いいたします。
0:40:22	こちらは屋外タンクからの S 影響評価についてご説明をしております、
0:40:27	こちらは屋外における補機冷排水の扱いについて、注記の 1 のほうに追記をさせていただきます。
0:40:35	ページの下のほうになりますけれども、注記の 1 として、原子炉補機冷却海水等の系統排水につきましては、これまでは、敷地に溢水させて、排水設備から排水するという評価方針をご説明しておりましたが、
0:40:49	敷地に流出させない方針とすることにいたしましたので、補機冷排水は 1 制限として想定しないということを記載させていただきます。
0:41:00	またもう 1 点表 9-3 の方の溢水評価、
0:41:04	行っている建屋ですけれども、原子炉建屋と原子炉補助建屋につきましては、TP10 メートル盤に直接通じる開口がないということから、それぞれ隣接するタービン建屋と出入り。
0:41:17	管理建屋の入口を評価点として、評価を行っているということを追記の 4 の方に追記をさせていただきます。
0:41:25	表の 7 のうちの方は以上となります。
0:41:28	続きまして、資料 7-2 をお願いいたします。
0:41:34	資料の 7-2-1 ページになります。
0:41:39	こちらは地震時の隔離操作について、指摘事項としまして、ガイドに示されている隔離操作の現場への移動時間、漏えい箇所特定に要する時間及び隔離操作時間、
0:41:54	の設定根拠を説明することというご指摘だったのに対して、回答第 4 の記載が少々わかりにくいものとなっております。
0:42:03	ですので回答概要欄の下の方になりますけれども、
0:42:08	それぞれの時間設定根拠が明確となるように記載の方修正させていただきます。
0:42:14	具体的には漏えい箇所の特定に要する時間は、
0:42:18	電気建屋リリ管理建屋内の隔離対象系統が設置されているエリア全域を網羅的に確認するための巡視ルートを決めることで、保守的となるよう設定をしております。
0:42:30	また、漏えい箇所特定のための巡視ルートには、全域 10 センチ 10 センチの溢水水位を想定しまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:37	水深じゃ説明等における歩行速度を用いて移動時間を算出しております。
0:42:43	また現場への移動時間及び隔離操作時間につきましては、実測定時間に対して保守性を考慮した時間を設定しております、
0:42:52	これらの実際にかかる時間に対して保守的な時間設定としていることを明確にするために、次の2ページになるんですけども、表の2の方に
0:43:03	少し記載を見直してございます。こちら、
0:43:06	それぞれの隔離手順に要する時間を示しているんですけども、評価で用いる時間の後ろに括弧書きで、実際にかかる時間、実測定時間というのを記載しております、
0:43:19	評価に用いている時間をご指摘であるということが明確になるよう修正してございます。
0:43:25	本件は補足説明資料14-地震時確認の妥当性という資料でございますので、こちらにも同様の修正をしております。
0:43:34	こちら2ページであと2点修正した箇所がございまして、1点目は表の2の時間の最初の三角のところにある今地震発生と書いているところになりますけれども、
0:43:46	こちらもともとアノ破損というふうに記載していたんですけども、隔離操作開始の起因事象がわかるように修正をしております。
0:43:53	また図1の方は、地震時の隔離操作時のアクセス通路、こちら抜粋してお示しておりますが、
0:44:01	アクセスルートの例として何を示しているのか、明確となるように、飲料水系統の隔離操作対象弁までのルートっていうことを追求してございます。
0:44:12	パワーポイント資料、以上となります。
0:44:22	続きまして、資料7-4の方で、資料、4月28日のヒアリングのコメント回答を説明させていただきます。
0:44:32	こちら先ほどの六条の地すべりと同様でして、今回ちょっと期間が短かったということで当社の記載版を仮のバージョンとして、記載してお持ちしております。
0:44:47	衛藤20分の14ページお願いいたします。
0:44:51	こちらは前回のヒアリングで回答をご説明しているんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:58	保健排水が出る評価の中で、溢水量と排水量の単位時間当たりの大小関係を考慮した上でというところの部分が、回答欄に記載をできておりませんでしたので、
0:45:10	回答概要欄の四つ目のポツから、記載のほうを追加しております。
0:45:16	衛藤の敷地の溢水量としては、はい。放水時間が長くなる、30分のケースの方が大きくなるということを計算例を示してご説明をしております。
0:45:29	続いて 15 ページをお願いいたします。
0:45:32	コメントNo.40 になりますが、こちらでも前回のヒアリングで回答の方をご説明しております、回答概要欄の記載が少しわかりにくいものでしたので記載の方充実化してございます。
0:45:49	続きまして 18 ページの方をお願いいたします。
0:45:55	18 ページ 19 ページのナンバー50 からNo.53 のコメントは、屋外における補機冷排水の溢水に関わるコメントをいただいております。
0:46:06	こちらはもともと先ほどの馬場資料の中でもご説明したんですけれども、もともと敷地に、補機排水が溢水して排水設備から排水するという方針で、
0:46:17	これまでご説明してきたんですけれども、屋外の吹き排水につきましては、ナンバー50 の回答概要欄に記載をしております通り、地震時に、
0:46:27	原子炉補機冷却海水等の系統排水を敷地に流出、流出させない方針とすることにしております。
0:46:36	これに伴いまして、補足説明資料 36 でお示ししていた、
0:46:42	補機排水が敷き詰めを流下していくというような評価につきましては参考として示す位置付けの資料に変更してございます。
0:46:50	こちらの方針はナンバー51 の方にも記載しております通り、4 条、地下水排水後状態津波とも整合を図った上で、これを前提とした被水評価を実施することというふうにしてございます。
0:47:05	ナンバー5253 も同様の内容を記載しておりますので説明は省略させていただきます。
0:47:14	最後に 10 ページになります。ナンバー54 は地下水の設計方針についてご指摘いただいております、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:22	湧水ピットポンプの停止時には湧水ピットの水位が上昇するため、水ピットポンプ設置床を介して原子炉補助建屋内に地下水が流入しないよう対策を施すということを記載してございます。
0:47:35	まとめ資料の方も本方針を反映して修正してございます。
0:47:41	説明は以上となります。
0:47:45	規制庁の尾野です。それでは確認させていただきたいと思いません。
0:47:51	ちょっとまず私から何点か確認させていただきたいんですけども、最後は電気建屋のやつっていうのは結局、津波に対してはどう考えてるんですか。
0:48:07	北海道電力からです。津波に関しましては、一次系放水ピットから放水ピットまでの放水、補強水路の一番まだ場所具体的には正確な場所ではないですけども、
0:48:21	放水ピット側の方にフラップゲートをつけることで、津波が来たときには止まるという
0:48:26	そういう設備を今つけることで考えてます。
0:48:30	規制庁の方ですわかりました。基本的に電気建屋の基準地震動に対しては
0:48:41	放水炉の方、補機冷却の放水量の方は耐震性を維持、耐震性といえますかね筒井先生が確保できるように今後やりますと、S s というわけではないんですけども、
0:48:52	以前石崎さんの方からも、放棄排水を安易に敷地に出すなんていうような、そういうような話もありまして、我々としても付記排水については補機排水路を、
0:49:03	終局耐力という言い方を江崎さんの方ではされたと思うんですけどもその評価ができるような、先行でも実績のあるソフトウあるんですけど解析コードがありましてそれを使って、
0:49:14	持つような形にしていこうと考えてます。
0:49:17	規制庁の諏訪からそれによって、九条の溢水としては通水性を確保するできまでできるので、大体大丈夫です、津波に対しては、
0:49:29	津波防護施設浸水防止設備なのか、あれかはちょっとまだわからないですけどそれをつけることによって津波の流入を電気建屋の中で、2防止しますとそういう設計っていうことですよ。はい、おっしゃる通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:42	そうですわかりました。衛藤。
0:49:45	今の補足説明資料の右下のページで6ページのところでええと、このTP8.7メートルまで、
0:49:53	の水をここ考慮しますよってということで、
0:49:58	これは
0:50:00	藤。
0:50:04	そっか。
0:50:06	なのでその条件が常に成立すれば、水が流れていくのでここの放水炉の
0:50:14	上段といいますか、ところまで、水がたまるとすれば保守的だろうと、なので今ここでここまでモールズ方針として考えてますっていうのが現現状の方針ということと理解しましたけどそれ大丈夫すか。
0:50:28	はい。北海道電力の伊藤でございます今おっしゃっていただいた通りで、ひび割れ等の影響も考慮して、ノジリ系放水ピット側と同じ線にすると、今お示ししている8.7になったということで大野さんのおっしゃっていただいた通りでございます。
0:50:43	長なんです。とりあえず私はこの電気建屋の件については、
0:50:49	理解できたんすよ他何か確認したことがありますか、電気建屋で。
0:50:54	間宮ですねと同じように6ページのところで確認なんですけれど。
0:50:59	これはT. P8.7になってるこれ通常の補機排水っていうのは、これ多分
0:51:07	いっぱいいっぱいじゃないですよ。
0:51:09	これ放水ピット見ると出口見えるんですよ。それ半分まで今だったら3分の1とか、四分で従来の資産と流れてるだけですよ、失うことないです。
0:51:20	ちょっと私が聞きたかったのおっしゃる通りだと思っただけで、もともと設計の設計想定があると思うんですよ。要は補機補機冷が4台かな最大で、
0:51:32	4台で動いた時にも排水できるようになってるんであれば、それに対してプラスアルファの余裕を持った設計に多分なってんじゃないかなと思うんですけど、そこは明確にできますか。
0:51:43	ちょっと今即答できませんけれどもそうなるって考えてますので、それちょっと確認した上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:49	8.7メートル以上に補機冷4で動いた時でも補機海水ではそういうふうにならないということについて、整理したいと思います。
0:51:56	はい。その上でなんですけど、
0:52:02	どこだっけ、今後、この
0:52:20	えと52番の回答のところ、
0:52:34	以降なお書きのところ、ちょっと言ってることがよくわかんない今後地震時に原子炉給水系を排水を支出させない方針とすることをここまで理解します、構内排水設備から、
0:52:46	の、
0:52:46	排水を、
0:52:48	考慮する場合の評価。
0:52:51	は、参考評価を示す位置付けの資料に変更し、これは何を言ってるんでしょうこれ。
0:52:59	カナダです。
0:53:00	これ、もう方針が今補機冷を、補機冷の排水をお返ししないと言った瞬間要らない評価なんですよね実態としては、
0:53:10	今までちょっと書いたもので先日のヒアリングの中で、そういうのもちょっと入れといたらっていう話がもうちょっとあったんで今現状入れてます。位置付けとしては、お前はそれに頼ることにしたんですけどそうではなくて、
0:53:22	仮に補機冷全部外にぶちまけたとしても、どういうレベルの水位にしかならなくて、ほぼ集水枘三つあって一つ潰して二つの排水でやったときに、
0:53:34	美浜で評価してるんですけどその同じ評価やったときにどのぐらいの高さになりますよっていうのを参考に入れてるという。
0:53:39	位置付けになってます。
0:53:43	理解しました。はい。今言われてはい理解しましたそれで、
0:53:50	ちょっと電気建屋とこまでごめん、電気建屋のところまでは。はい。電気建屋とかは一応方針を岩瀬、変更されると。
0:54:01	変更されるというか前回も言っただけですけど基本的には耐震性を持たせることによって、
0:54:07	補機冷の本綺麗な排水の流量は確保するので、前回言っていた敷地目敷地には遡上遡上とか敷地内には水は漏えいさせませんと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:20	いう電気建屋からの漏えいはさせませんってそういう方針に変わったということですね。いろいろ中では議論あったんですけども、
0:54:29	もうそこはもう我々としてしっかり、
0:54:32	評価した上で、必要であればちょっと補強もかけた上で、法切れ補機の排水量については、
0:54:38	少なくとも流路を確保するっていうことにいたしました。
0:54:43	はい。ちなみにその見通しっていうのは、
0:54:47	立ってるという認識でいいんですけど今評価してますけれども、
0:54:53	ここはあんまり深いところに補強S Eじゃないんですよはてなっ てわかる10メートルからたかだか数メートル車なんですよね。な ので、最悪全部掘り起こして新しいポンポンポンポンとゆい。
0:55:03	つけかえてしまうというところまで割り切りました。
0:55:06	折田そういう意味でやればわかりません。要は、もしそれが駄目 な場合でも、駄目っていうか見通しが難しい場合であっても、耐 震性を持たせた排水量を付け加えないつけかえるなりして、
0:55:18	しっかりした排水を用意すると、地震耐力評価で厳しい点があれば、もう、
0:55:25	取りかえます。
0:55:27	ていうところまで決めた上で、今日、そういう整理をしてきました。
0:55:31	はいポイントであればわかりましたはい。私の方は以上です。
0:55:57	はい、規制庁藤原です今の原子炉補機冷却海水放水について大 体、
0:56:03	内容が理解しましてごめんなさい。
0:56:07	歩切り放水L O C Aの確か審査会合で、四条の地下水ですかね。 確かコメントは出してあったところで、
0:56:17	何ていうんすかねその回答は、そっちでちゃんと
0:56:24	矢田様は今おっしゃられた話の野球場から何かこういうふうに、
0:56:29	確認するっていうふうにこれ、回答概要に書いてるのとあと、
0:56:34	まとめ資料ベースですかね、今からルーぐらいで。
0:56:38	すぐ何。
0:56:41	大まかな見通しっていうか、さっき宮元も言ったような、どうい うふうな方針でこいつをやるのか、設工認に向けてですね、それ では四条の方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:51	要は説明をされると。
0:56:54	いう理解でいいですか。
0:56:57	これ
0:56:59	復配水路自体が、重要土木構造物には該当してないんですよ。工認の対処設備ではなってないと思ってます。
0:57:08	なので我々としてはその後任でここをその評価するってなかなか難しいのかなと思う対象にならないんじゃないかと思ってまして。ただ、この部分については、W c o mでしたっけそういう評価手法がありますので、その評価手法を使って、
0:57:21	持つものを作る、今のやつも飛ばし合わせなんですけども持たなければ、一部だとか入れ替えていくとかそういうことを考えて対応していくっていう考え方で、公認のところって言われると、今はそこは、
0:57:33	工認の対象設備ではないのかなというふうに思ってまして、ちょっとそこはちょっと相談かなと思ってます。
0:57:47	すいません規制庁じゃごめんなさい。私が聞いたかったのは、四条の地下水排水設備で、補機冷についてだし廃掃法水路について、
0:57:58	コメントを出したので、この件に関してはちゃんと四条の地下水の中で、審査会合で説明があると理解していいですかって、いや私聞いたらそれだけなんですけど。
0:58:08	はい。北海道電力の尾藤でございます地下水側のコメントを認識しておりますので、
0:58:14	S s 機能維持とする範囲、それは建屋内の配管でございますけれどもそれと、
0:58:19	補機放水炉を、終局耐力で評価して、流量、開口を維持しますという、基本方針含めてどこまで、
0:58:30	今まだ取り込めるか検討中ですがけれどもそのようなご説明を差し上げます。
0:58:35	はい。衛藤規制庁 s h a l l ですわかりました。要はいくつかの条文に跨っている、当初は四条と五条と九条と思ったんですけど今ところは4条でとりあえず説明はしますって、5条は多分、
0:58:48	今後除外するって話になろうかと思うんで一応そこは理解しましたじゃ今後うちは説明の際には、この補機放水炉が多分、岩着現状しないので、そういうのも踏まえて済んだ状況を踏まえて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:00	ご説明いただけるようお願いいたしますっていうのと、あとは当購入対象施設か否かっていうのは先行のしぎいで類似の施設とかがある。
0:59:11	とは思うんでそこら辺をきちっと見ながら、考えてください要は、要目表の対象施設なのかそれとも基本設計方針対象施設のかそれとも、
0:59:20	添付海に出てくるのかそれとも補足だけしか出てこないのかとかです。
0:59:24	使おうとか、放水こうだったかな。
0:59:27	放水ピットか、或いは何か確か補足にしか出てこなくて添付で、確かSSで通水性確保ぐらいな、確か1分だけが載ってたような気がするんですよ。そういった、
0:59:38	位置付けはまあ別に許可で何か何かしろっていうわけじゃないかもしれないですけど一応、
0:59:43	イメージはそういうイメージですか。
0:59:51	北海道カナダです。PML場合は少なくとも補強水路も耐震取ってませんから、大井の扱いと多分似たような形になるのかなと思ってますけど整理した上で、そこはちゃんと我々として考えて示したいと思います。
1:00:13	規制庁の井藤です。江藤3号の方はわかったんですけど12号の方の補機冷の海水放水の方も同様に、
1:00:22	ある程度見通し立ててるなり、見通し立たない場合は取りかえるなり、そういったことが可能というふうに理解していいんですか。
1:00:31	1号に関してはちょっと今回触れてませんが、今屋外水として補機冷という意味では12号からのラプチャからの流出っていうことでやってますので同じように、
1:00:43	補機冷却水の補機で聞き入れて排水するそこについて、同じような評価をいたします。比した上で、そちらの方を補強かけなきゃいけないのか、もしくは敷地の上には排水を引っ張って行ってよし、流路として確保できるようなもの作りに行くのかっていうのはまだ判断できてませんが、
1:01:02	いずれにしてもぶちまけるような形にはしないという方向で検討しており、
1:01:07	はい、規制庁伊東です。わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:12	原子炉規制庁宮です。先ほどの話、1回以上ということを経営者としてどう整理したいかってのはよく考えてください。
1:01:21	要目表の対象じゃないから要らないではなくて、そもそも、先行でも、重要な機器っていうのは基本設計方針書くなり、潜航だと地下水排水設備なんてのは、
1:01:31	要目表の中で、これ救助じゃないけども、耐震の方で、
1:01:37	確かに明確に書いていて、それを工認で説明していると。なので、今、新規制基準になって、当然その使用目標以外の部分で、特徴的なものっていうのは、
1:01:48	すべて基本設計方針側に落ちていて、その中で事業者が説明していくという、す、状況というか状況の先行の状況をよく確認していただければなど。特に
1:02:03	他のプラントだからいいっていうよりはここで、もう本当女川の場合同じすいません泊の場合特徴的なもので特徴的な対応するんであれば、そういうのを明らかに、どう事業者として記載した上で我々に説明していくかっていうのを、
1:02:19	我々に言われるわけではなくて事業者の方で考えて、
1:02:23	見通しを示していただければと思いますけど、いいですかね。はい。北海道の金田です。趣旨を理解いたし理解いたしました。まず許可の段階でどう書くのかっていうのと、あと工認の段階で、どういう示し方、
1:02:35	確かに今着手に行くと、なかなか、多分工認対象施設になってないんですけども、それを我々の今扱いが少し特徴的なのであればそれをどういうふうに説明してることについて、
1:02:48	整理した上で、また別途説明させたいと思います。以上です。
1:02:54	はい。よろしく申し上げます。
1:02:58	規制庁尾野です。ちょっと続いてなんですけれども、は、8ページのまとめ資料の8ページのところをちょっと教えていただきたいくて、
1:03:08	これそごめんなさい譲りピット等、ポンプ停止時の地下水の耐震影響でこれすいません取水ピットポンプ室っていうのは、
1:03:19	これはあれなんですかね、コンクリート、
1:03:23	構造じゃないからあれなんですか。上に書いてある(2)のbポット。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:30	基準が違うってことなんですか。
1:03:35	はい。北海道電力の伊藤でございます。取水ピットポンプ室。
1:03:41	コンクリート小構造ではありますけれどももを基づいてる、基準が違うということで我々が用いている同じ
1:03:53	今大野さんおっしゃった、(2)の方は建築の
1:03:58	日本建築学会の指針則ってると、ネット学校の方は、
1:04:04	水道施設耐震工法ということでこちらは
1:04:08	違うということで、今(4)として、分けて記載してますけれども、ひび割れが発生しないようにせん断応力以下になってるので、問題ないというそういうところは、
1:04:22	基本的には丸括弧2番の建築側の方と同じなのかなというふうに思っております。
1:04:38	すいませんちょっと私も、
1:04:41	よくわからなかったんですけどこれは他もあれなんですけど、このひび割れ以外でこういう確認をして、止水性が担保できてるってことを確認してるってことです。
1:04:55	はい。北海道電力の伊藤でございます。土木構造物の地下部に対しては同様の屋外重要土木構造物になろうかと思っておりますけれども、
1:05:05	同様な評価を行っているというふうに認識しております。
1:05:10	大野です。ありがとうございます。
1:05:15	僕、念のための確認なんですけれども、そうすると結局、今のこの地下水の方針については、
1:05:23	防護対象設備が内包させるされている建屋については、全部地表面まで上がったとしても水平を取水性を確保する方針としますってことで理解していいんですよね。
1:05:38	はい。北海道電力の伊藤です。尾野さんのご認識の通りでございます。
1:05:43	成長のサノわかりました。
1:05:46	はい。
1:05:50	8ページのところ、これもう、
1:05:55	湧水ピットポンプを停止を、
1:05:59	事業として考慮するんですかっていう質問に対してはどうなんですかね。
1:06:07	はい。北海道電力の伊藤でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:10	今のご質問に関しましては我々としては、十分な対策を施しておりますので、実態として、湧水ピットポンプの停止というのは、想定してないという事実がございます。
1:06:23	その2乗倍とこの記載ってこれでいいですかねってだけなんです。
1:06:29	要は言われてることわかります。地表面まで、それは体防護方針としては明確なのでそこは特に私としても異論はないんですけど、Cポツこれ書くことは別に構わないと思うんだけど、
1:06:42	この前提ってあるんじゃないかなと思っているだけで、今伊藤さんが言われた話が前提にないとまずおかしいんじゃないかなと。その上でなお書きで書いてある地震力に対して再生を確保する設計、
1:06:52	だけじゃ多分足りないんじゃないかなって。
1:06:55	そこは先行もやっていて、
1:06:58	体制持たしてるやつはね。
1:07:01	それにプラスアルファを、泊やってるわけですよ。そこはやっぱりしっかり書いといた方がいいんじゃないですかっていうだけなんですけど。
1:07:11	はい。北海道電力の伊藤でございます。承知いたしました我々やってることをなお書きのところ即してる部分ありますので、記載の追加をアノ間行いたいと思います。
1:07:24	はい園部直じゃなくて多分耐震側でやってるんであれば直じゃなくて明確に書いておいた方がいいということですね。
1:07:31	はい。ここの記載を少し考えていただければなと思います。よろしくをお願いします。
1:07:39	はい。北海道の伊藤でございます承知いたしました。
1:08:06	オノです。
1:08:08	パフォの方でちょっと、
1:08:11	確認といたしますか、ちょっとわかりづらい。
1:08:13	ちょっと私がわかりづらかったところもあって、6ページ普通の方の6ページの、普通ですが今回説明新規説明の方の6ページのところなんですけど、
1:08:25	これって、
1:08:27	ごめんなさい
1:08:31	席設けたところ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:34	機能喪失高さって、ごめんなさい、
1:08:40	何なのかっていうのを教えていただきたいくて、堰の高さなんですか。
1:08:52	と北海道、
1:08:53	北海道電力の濱口です。こちらに記載している機能喪失高さはポンプの機能喪失高さになっています。
1:09:05	そうそう、規制庁ですそうすると、これ要は、板つけないと、ポンプの機能喪失高佐古は超えるってことですよね。
1:09:13	違うんですか。
1:09:21	規制庁のようですけど、これちょっと全部事実が見えないんで6ページ見てると、
1:09:26	止水板をつけナイトウ脇にある油ラインなのか、何かよくわかんないでそれが浸水して、
1:09:34	機能喪失する可能性があるかと。
1:09:37	いう意味でこの止水板をすることによって全体の機能喪失高さを
1:09:42	0.0.
1:09:46	高圧注入だから0.3にしてるってそういうことじゃないですか。
1:09:52	だから今ポンプの機能喪失高さではなくて、そもそもこの石スギタがなかったら、その前に油系がやられて機能喪失するので、これをまず押さえてましてそういうことですよね。その説明が全く今言われてなかったんだけど、
1:10:37	北海道電力の濱口です。こちらにつく少々団信しますので、お待ちください。
1:16:53	規制庁の谷津再開します。
1:16:59	ごめんなさい、16ページなんですけど、ちょっと※1が、
1:17:03	ヒアリング
1:17:04	出てる人ならわかるかもしれないですけど、※1すげえ唐突感があるかなと思ったんですけど。
1:17:13	のかなと思って。
1:17:18	北海道電力の浜口です。前回のヒアリングの際には補機冷を出すか出さないかっていう、そういう状況でいただいたコメントでも、
1:17:28	ありましたので、
1:17:30	うん。
1:17:42	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:44	北海道電力の濱口です。注記1の方をちょっとはい。馴染まない記載ということで削除することにいたします。
1:17:53	規制庁のですわかりましたよろしく申し上げますそれであともう一つの前回指摘事項の回答の方の、
1:18:00	①の、
1:18:02	2ページですかね、全体の2ページの方。
1:18:08	ごめんなさい1ページの方で確認なんですけれども、
1:18:12	あれですよ
1:18:16	二つ目の四角の四つめのチェックのところで現場の移動時間っていうのは、
1:18:23	これ実測定時間で、
1:18:27	やってんですかそれとも10センチの水があるものとして、
1:18:31	考慮したときの、その時間を使ってるってことですか。
1:18:37	北海道電力のハマグチですこの現場への移動時間と、隔離操作にかかる時間っていうのは実際に現場で、実測定をして、
1:18:46	時間を算出しています。それが表の2の括弧書きの中に書いている数字になるんですけれども、そのようにしております。一方漏えい箇所の特定に要する時間の方が、
1:18:59	遵守ルートっていうのをACCESSの補足説明資料でもおつけしてたと思うんですけれども、それが決まっていて距離が決まっていて、そこに全域10センチ水があるというふうに仮定して移動。
1:19:13	歩行歩行速度かを甘く仮定して保守的に計算しているというものになります。実際歩いてるのは、移動時間の方だけです。
1:19:25	ごめんなさいちょっとわかんないんですが、現場の移動時間っていうのを、
1:19:29	ウワー。
1:19:33	あれですけど、その水深10センチの歩行速度使わなかったって何かDRがそこ動くときは絶対水がないからってことなんですか。
1:20:13	北海道電力の濱口です。この隔離操作2行う時に実際に弁を閉める時間ですとか、電気建屋でしたらメタクラ開放とか、
1:20:24	そういった時間を実際に運転員が行って、その策定していますので、それで
1:20:32	隔離場所から隔離場所への移動時間とかもその実測定で行っている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:38	というのが実態になります。
1:21:31	北海道電力の浜口です。すいません、どこが水深 10 センチを想定してるかっていうのをちょっと確認させていただきます。
1:21:41	尾上さんよろしいですかわかれば
1:21:44	説明していただけたらと思います。
1:21:56	網野です今のところ私も気になって
1:21:59	まず現実問題どうなのっていうのは書いてないので、
1:22:03	これで水が滞留するようなところを問うていく経路になってるんですかっていうのがちょっとよくわかんないですよ。
1:22:11	滞留する可能性は少ないんだけど、事業者としては保守的に滞留したときのスピードでやってますっていうのか、これどちらなんですかってのはよくわかんなくて、それどちらなんですか。
1:22:22	北海道電力のハマグチでそのアクセス通路になっているところは最大でもすいすい 5 センチというふうになっていて、また溢水滞留しないエリアというのもありますので、
1:22:32	10 センチで評価することはご指摘になっているというふうに考えております。
1:22:37	わかるのであれば多分そこ須崎大野が言ったように選別しとかないとわからないなっていうのと、
1:22:42	そこは、あともう一つはですね、これ事象の判断でこれ何を言ってるのかちょっとわからなくて、事象の判断ってこれ元の十分でこんなにあるんでしたっけ。
1:22:56	衛藤北海道電力の濱口です。何をするっていう想定はなくてですね地震が発生して 10 分間は
1:23:05	保守性を見込んで、時間を積算しているというそういった保守的な時間というふうに考えております。
1:23:11	であればこれ事象の判断ってのはあんまり適切じゃないような気がすんだよね。事象の判断っていうのは、漏えいの確認をしてそれから動き出すとか、あとは地震による例えば津波が来る津波が来ないとか、その漏えいが発生してないっていうのを事象の判断って言い方するかもしれないけど、
1:23:27	今言われてるのは事象の判断ってのはあくまでも、もともと 10 センチじゃ十分の保守性を持たすために、スタート遅らしてるだけであれば、そこはシュアのこういう表現じゃないほうがいいのかなと思いますんで事業者でよく確認してもらえますかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:41	北海道電力のハマグチでサノ承知いたしました。適切な表現になるように記載検討させていただきます。
1:23:49	はい。あと私の方でちょっとね、資料7-1。
1:23:54	3ページことこれちょっと機密を話すので切りますね。
1:31:28	はい規制庁宮です私のは以上です。
1:31:37	規制庁の尾野です。
1:31:40	それでは溢水のヒアリングを終了したいと思います。
1:31:59	規制庁の少々お待ちください。
1:34:09	次、外部火災のヒアリングを開始したいと思います。
1:35:03	北海道電力の方です。それでは6条外部火災のご説明。
1:35:08	に入らせていただきます。
1:35:12	あと資料番号ですけども、本日資料1-3の方で、前回いただいたヒアリングコメントの回答をさせていただきます。
1:35:22	ページ、下で、5分の5ページをお願いいたします。
1:35:29	5分の5ページですけども、ナンバー14から19番までが、前回、
1:35:35	までにいただいたヒアリングで3月3日のヒアリングと3月14日のヒアリングのものになっております。
1:35:42	で、グレーでハッチングされている14から16、及び19番については、
1:35:48	審査会合時に、
1:35:50	お示ししましたパワーポイントの修正と、それに伴って、まとめ資料に反映した部分で、ご説明済みということで今回は割愛させていただきます。
1:36:02	それでは今回の御説明として、ナンバー17番になります。No.17番ですけども、
1:36:08	いただいたコメントとしましては、別添1添付資料1、
1:36:13	ですけども、こちらの防護対象の選定の資料になりますけども、そちらの最後の方に考察を入れて外部火災によってタービントリップ機能に影響がないことを記載することというコメントをいただいております。
1:36:25	回答概要ですけども、タービントリップ機能、多分保安装置と主蒸気止め弁の閉機能によって、構成されてますけども、そちらについては防火体の内側及び航空機の墜落確率が10のマイナス7乗未満の
1:36:40	範囲に設置されており、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:42	仮に外部火災で損傷した場合であっても、補修等の対応により安全機能を損なうえき設計とするということを記載しております。
1:36:51	続きまして 18 番。
1:36:53	になりますけども、こちらと同じく、資料として同じ資料になりますけども、外部事象防護対象施設等の選定の記載、または六条全体として適切な位置に循環水ポンプ建屋、
1:37:06	括弧地下の土木物物も含めて、
1:37:09	断面図を入れることというコメントをいただいております。
1:37:13	こちらの、
1:37:14	回答ですけども、
1:37:16	循環水ポンプ建屋の断面図については 6 条全体の構成を踏まえて、
1:37:22	外部火災ではなく、6 条のその他外部事象のほうのまとめ資料に記載することとしますと。
1:37:30	そのため外部火災としては、資料の反映箇所ありませんけども、六条その他の外部事象の方で、次回の
1:37:38	まとめ資料提出時に反映させていただいて、
1:37:42	提出させていただきます。
1:37:45	以上でコメントリストが宇和終了になりまして続いて、
1:37:50	資料 1-4 の方で、
1:37:54	規制、
1:37:56	記載適正化リストの方ですけども、
1:37:59	記載の適正化によるものが大半になりますので、こちらは割愛させていただいて、
1:38:05	前回のヒアリングでいただいたコメントにも関わる部分ですけども、5 分の 3 ページ、
1:38:13	開いていただいて、
1:38:15	ナンバーで言うと 20 番 21 番になります。
1:38:19	こちら添付資料 2 の方で、森林火災の影響評価の資料になっておりますけども、その中の別紙 2 の 12 の中に、
1:38:30	防火体の設定についてという資料あるんですけども、そちらについて防火体付近の地形や発火点等を明示するということで、ヒアリング時では
1:38:41	断面図等というお話ありましたので、今回は、
1:38:45	そちらの防火耐幅 25 メートルと 46 メートル部分に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:50	まためんずよりも
1:38:51	地形の、
1:38:53	起伏とか発火点の位置っていうのがわかりやすいというふうな判断で鳥瞰図という形で追加させていただいております。
1:39:05	以上で資料の
1:39:07	1-4の説明は、
1:39:10	終わりで、
1:39:11	あと最後にですね地すべりの、実は最初にご説明した説明の中の、
1:39:20	説明でもありました33条要求の方で、つけました神戸変圧器についてはですね、設計概ね固まってきてますので、次回ですねアノ式、
1:39:31	外部火災の添付資料で行くと添付資料6の方で、敷地内の危険物施設というものはあるんですけど、の、評価結果っていうのあるんですけど、そちらの方の
1:39:42	構内の
1:39:43	危険物施設、現物施設のリストに追加いたします。
1:39:49	ただ評価対象施設からの距離、神戸変圧器、かなり遠い。
1:39:53	遠くて油の量も多くないので、現在選定している。
1:39:57	は、
1:39:58	発火元の、
1:40:00	変更はなく評価結果も変更はないということを確認しておりますので資料については一覧表の中に追加ということでさせていただきます。
1:40:08	弊社からの説明は以上です。
1:40:16	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。
1:40:22	まず、コメントリストの18番の
1:40:26	今後、その他外部事象の方、
1:40:29	資料2、追加されるってことなんですけどこれはいつ五郎追加予定でしょうか。
1:40:37	ですね。
1:40:38	5月の末に、6条のその他外部事象のヒアリング、今予定しようと思っておりますので、そちらで反映させていただこうと考えております。以上です。
1:41:55	規制庁オオツカで承知しました。あと、後備変圧器の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:00	説明のところで、評価対象施設Ⅱとおっしゃってましたけど、評価対象施設はどこになるんでしょうか。
1:42:09	評価対象施設はですね、当資料で言いますと、比較表。
1:42:16	のページで言いますと、6外貨別1.96の
1:42:27	26ページ。
1:42:29	ええ。
1:42:31	お願いしたいんですけども、
1:42:34	そちらの方に表6-23 その他の危険物ということで一覧表あると思うんですけども、
1:42:40	ここで今、丸がついてます3号炉の主変圧器と、所内変圧器一体型となっている変圧器ですけども、こちらの側の評価対象施設としては変わりません。
1:42:52	ただリスト上はここに、今、
1:42:55	33条側でつける後備変圧器っていうのを一行追加するという形で
1:43:00	一番右端の評価対象の要否としてはバツとして、※1を打って、
1:43:07	他のものと一緒に評価包絡されますということで、記載する予定です。
1:43:12	以上です。
1:43:18	規制庁オオツカで承知しました。
1:43:20	私からは以上です。
1:43:25	神尾です。衛藤。
1:43:29	ちょっと、
1:43:31	今日、社内ちょっと内部の
1:43:37	終わりかな、打ち合わせをしません少し外します。
1:47:39	藤規制庁区の宮尾ですはい。私の方は、からはそうですね。記載の適正化のほうよろしく申し上げますということで、私からは以上です。
1:47:52	はい。規制庁大塚です。こちらが、
1:47:55	からの確認は以上になるんですけども、事業者側から何かコメント等ありますか。
1:48:02	北海道電力からは特にありません。
1:48:05	規制庁オオツカで承知しました。そうしましたら外部火災はこれで終わりにしたいと思います。
1:48:11	続きましてDBの最後ですけど16条。
1:48:16	の方に入りたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:19	はい。では事業者側の方から説明お願いします。はい。北海道電力柴田です。16条審査会合5設計進捗等で改正してる部分ございますので、
1:48:29	発電所ノダ副長の方から説明させていただきます。
1:48:37	はい。泊発電所北海道電力野田でございます。聞こえていますでしょうか。
1:48:44	マース続けてください。
1:48:47	はい。それでは、ご説明させていただきます16条の方ですけれども資料2のシリーズ、2-1から2-4のシリーズになってございます。
1:48:56	まず資料の2-3で前回ヒアリング、2月7日のヒアリングで残ってましたコメント1件の回答、そして
1:49:06	前回提出以降の変更部分についてそのあとご説明させていただきます。
1:49:11	まずそれでは資料の2-3でございますこちらの方の最終ページ、16分の16ページになりますけれども、こちらのコメントNo.75ですね。
1:49:23	こちらが今回ご回答するコメントになります。
1:49:28	燃料とい取り扱い等にあたりは名称燃料取扱棟に統一した場合、また上部に影響がないかを確認することということで回答概要に記載してございますけれども、
1:49:41	燃料取扱棟が含まれております原子炉建屋ですねこちらの方は原子炉格納施設、燃料取扱棟と周辺補機等で構成されております、
1:49:51	建屋名称は単に現象建屋と表記する場合もございましてけれどもさらにその中で場所を特定する場合ですね、こちらの場合は原子炉格納施設、燃料取扱棟、
1:50:03	周辺を鬼頭ということ、長期とすることで条文間で整合を図ってございます。
1:50:11	ただですね第6条の竜巻のところをですねこちらコメントいただいたというふうに聞いてございますけれども、竜巻の場合は、建屋の改革ですね、ネイル取り扱い等の場合は減少者でありますけれども、
1:50:26	その外殻とその中の場所を、メール取り扱い等を含むその中の場所を、それぞれ特定して記載する場合につき、そういうこと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:36	記載が必要な条文につきましては条文内で
1:50:40	この場合は所建屋確保、燃料取扱棟ですけれども、こちらのよう に定義してその条文内で統一するというような運用としてござい ます。
1:50:50	まずコメント回答の方は、こちらの方で以上になります。
1:50:54	続きまして、
1:50:57	前回以降の変更部分についてご説明させていただきます資料です ね
1:51:04	資料の2-4の改正箇所比較表にも記載しておるんですけれども、 ちょっとまとめ資料で見た方が、
1:51:10	わかりやすいと思いますので資料2-1、まとめ資料の方ですね。
1:51:15	こちらの方の別添1エーペページの資料の別添1-10ページ、ご 覧ください。
1:51:27	はい。別添1-10ページになります。よろしければこちらの方で 黄色ハッチングしておりますけれども
1:51:35	この表の3-2-1の中の装置類の中でですねこちらの方の使用済 み燃料ピット冷却用注水配管、こちらの方が追加になってござい ます。
1:51:46	こちらSA時に使用済み燃料ピットへ注水するための配管を新た に新設するという事で追加したものでございます。
1:51:56	SA時の使用済み燃料ピットへの注水の手順として従来はホース を引き回しましてSFPに受水するという手段を準備しておった んですけれども
1:52:09	やはり配管の方が
1:52:12	よりスムーズにSFPの方に注水できるということで建屋の外 を、
1:52:18	から隣接校を設けましてそこから配管を引き回して、SFP内に 水を注水できるような配管を申請すると。
1:52:27	ということになりました。そのために奥津16条側ではですね、S FP、使用済み燃料ピットの近傍に設置される設備ということでこ ちらの配管の方を新たに追記してございます。
1:52:41	下の米印で記載してありますけれども、ちょっと設計については今後 になりますので今後、設置予定の設備、
1:52:50	計画段階、計画を記載するということにしてございます。
1:52:55	こちらの配管の扱いですけれども、別添1の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:02	34 ページ、別添 1-34 ページの方ご覧ください。
1:53:12	別添 1-34 ページになりますこちらの方の重量物の評価結果の表になってございます。
1:53:18	こちらの 10 番の、最後ですね装置類で、この設備燃料ピット冷却用注水配管ということの徳田してございます。
1:53:29	こちらちょっと設計もまだ固まってないというところですけども S A 時に使用する配管ということで耐震評価は実施、耐震は取るということになってございます。
1:53:40	よって S F P に落下するような重量物には、耐震事案にはならないということで
1:53:47	評価、最終的に評価不要ということで応答設備ということにしてございます。
1:53:53	表の下の注記の※の 3 番は今後の計画というところであと、衛藤米の 4 ですね、こちらの方が、
1:54:05	注水配管については仕切り浸透いたして設備のエネルギーというのラックを防止する設計とするということで注記を記載してございます。
1:54:17	はい。前回のコメント回答と
1:54:21	設計の前回からの設計を変更部分につきましてご説明させていただきました。説明以上となります。
1:54:31	はい。規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。
1:54:35	それでは確認に入りたいと思います。
1:54:39	コメントリストの 75 番の件で、前年のため確認なんですけど、
1:54:44	方針は理解しました。
1:54:47	原子炉建屋括弧。
1:54:50	0
1:54:52	燃料取扱棟とかっていう、竜巻の竜巻で記載している記載方法なんですけど、
1:54:59	こういう記載をしてるのは今竜巻だけと理解してよろしいですか。
1:55:10	はい。北海道ノダです。はい。私認識してる限り竜巻だけと認識してございます。
1:55:16	規制庁大塚です。承知しました。
1:55:19	はい。あとは、私からは以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:24	宮元ですけども先ほど 75 番だっけ。回答率は了解というか、わかりましたということで。ただ、最近、S E とかの、
1:55:34	位置的分散とかのところで表現とかをどうするかって話が多分してると思うんで、
1:55:41	その部分との関連も含めてもこれで問題ないんですかね。
1:55:51	はい北海道電力岡田です。S A の位置的分散の方でもまさにこの辺の書き分けの方を議論させていただいてまして、社内でこの方針で統一して今その辺も、S A の設備ですとか、
1:56:04	技能の方も、この辺の書き分けで、
1:56:06	周辺を鬼頭と書かなければいけないような場所、
1:56:12	は、そのように変えていくということで今、記載を、人随時変更をかけているという状況でございます。
1:56:20	はい、わかりましたへ、私の方からは以上です。
1:56:28	はい。こちら側からの確認は以上になります。事業者側から何かコメント等ありますか。
1:56:36	北海道電力芝田です。ございません。
1:56:39	はい規制庁オオツカで承知しました。ではこれで 16 条の方は降りたいと思います。
1:56:59	はい規制庁オオツカそれではここで 15 分休憩して 19、15 分後に S A の方を再開したいと思います。
1:57:13	規制庁アキモトです。では、S A 側の本日のヒアリングをお願いします。
1:57:20	それでは資料 5-1 からですかね、説明をお願いします。
1:57:27	はい。北海道電力、古谷でございます。資料 5-1 を用いまして技術的能力の 1.440、S A の 44 条から、
1:57:37	電源の 1.1457 条までのパワーポイントを説明させていただきますと二階目の説明になります。
1:57:48	1 枚表紙めくっていただきまして目次の方の修正部分、黄色ハッチングかけておりますところは、目次をちょっと 1 ページ減らして全体的にページ数が変わっております。
1:58:02	それから、3 ページ目をお願いいたします。
1:58:07	3 ページ目の目次の下のところに補足説明として追加しておりますて、2017 年 3 月まで審査を受けたものから、主な
1:58:20	主要な変更点について補足説明資料を追加しておりますので後程ご説明いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:27	記載の適正化等はちょっと省略させていただきまして主な変更点をご説明させていただきたいと思います。
1:58:43	49 ページをお願いいたします。
1:58:53	ページ数が右、右肩にあります。
1:58:58	はい技術的能力の 1.7 と許可基準の 50 条に関して一番下のところの 3 ポツ目なんですけれども、
1:59:08	50 条に関して柏崎刈羽バックフィットの件がありますのでその紐付けができるように記載しております。
1:59:18	バックフィットについてはまた別資料をサックス今回ご提示しておりますので後程ご説明させていただきます。ここの 1.750 条のパワーポイントの方ではそのバックフィットの方で説明しますという記載をしてございます。
1:59:40	次 69 ページをお願いいたします。
1:59:49	69 ページは 1.10 と 53 条の方なんですけれども、下の方に 1.1659 条と同じ b の Annual 排気ダンパーの規制のことを記載しております。
2:00:03	昨日つうの、ヒアリングの方でもコメントをいただいております。この辺りの記載は見直しを、
2:00:12	とするところですんで説明としては 59 条 1.16 の方の指摘事項回答の方でご説明しますということでここに記載してございます。
2:00:29	1 枚めくっていただきまして 72 ページ。
2:00:36	後 72 ページそれから次のページの 73 ページの系統図についてはこちらも修正して次回提出時に適正化して、
2:00:47	修正したものをお付けいたします。
2:00:53	75 ページをお願いいたします。
2:00:59	1.1255 条の方は一番下のところで海洋への放射性物質の拡散抑制手段について記載を充実しております。
2:01:12	前は新鮮コウセイサ実績を踏まえて集水柵シルトフェンスを重大事故等対処設備として配備した程度の記載だったんですけども、
2:01:25	アクセスルートの方での指摘事項回答の説明内容に合わせて、
2:01:33	集水柵に吸着剤を保管しゲート切り換えに行って機能確立方針としていたものを、大規模損壊発生時においても機動的な対応が可能となるよう、高台に保管し使用場所である。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:48	集水枡まで運搬設置する方針変更するという記載を追加。
2:01:53	Aとしておりました、衛藤合わせて衛藤。
2:01:57	アクセスルートの方での指摘事項回答の説明資料と示す通りSということでここで紐付けをさせていただきます。
2:02:11	81 ページをお願いいたします。
2:02:19	と 81 ページの図なんですけれども、こちらは
2:02:25	前回までマスキングをしていたんですけれども、社内検討した上で当間マスキング幡豆セールということで、外しております。
2:02:37	現、現状
2:02:40	提出している資料まとめ資料の方ではマスキングをつけている状態でしてこれは介護用としてご提示せ、ご提出するもの。
2:02:49	はこのパワポと同様にマスキングを外したいと思っております。
2:02:59	83 ページをお願いいたします。
2:03:06	水源の 1. 1356 条ですけれども要員の変更に関わる記載を下のところに充実、
2:03:16	させていただきます。
2:03:19	二つ目の丸ぼつの一つ目の矢羽根ですけれども、
2:03:26	アクセスルートの方でご指摘をいただいている全交流電源喪失の有効性評価の、
2:03:31	補助給水ピット 5 月時間 7. 4 時間に対して、余裕時間を確保するために、
2:03:39	2 行目ですけれども 3 名から 6 名に増員して江藤時間を 4 時間 10 分から 3 時間 20 分に短縮したという記載をして、
2:03:49	これもアクセスルートの方の指摘事項。
2:03:53	で、
2:03:54	見直しておりますのでその紐づけをさせていただきます。
2:03:58	二つ目の矢羽根ですけれども、補助給水ピットへの補給と同様の手順と設備になります燃料取替用水ピットの補給についても、
2:04:08	同様に 3 名から 6 名に増員して、4 時間 10 分から 3 時間 20 分に短縮したという記載を追記しております。
2:04:17	三つ目の矢羽根については、衛藤。
2:04:21	使用済み燃料ピットへの注水の件を記載しておりました、こちらは有効性評価の全交流動力電源喪失 I I でお示ししてます通り補助給水ピットの補給、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:34	開始後にそのままの一連の作業で使用済み燃料ピットへの注水も行いますのでこちらも同様な手順になってますので3名から6名に変更して、
2:04:45	作業性運用性を向上しているということで記載をさせていただきます。
2:04:51	こちらの詳細については1.11側のまとめ資料で整理いたしております。
2:05:04	94ページをお願いいたします。
2:05:09	こちらは電1.1457条電源に関するものです。
2:05:14	2ポツ目の一つ目の矢羽根のところ想定事項1に、有効性評価の方で指摘をいただいた内容。
2:05:26	ですので燃料評価、
2:05:29	により新たに燃料タンク衛星を設置して、50kL程度、
2:05:35	燃料のを追加で確保すると記載を追加したものと、あと二つ目の矢羽根にはその有効性評価での、
2:05:44	指摘事項の回答の通りですということでひもづけをさせていただきます。
2:05:54	111ページをお願いいたします。
2:06:04	111ページからは、追加したスライドでして補足説明資料として主な変更点を記載させていただきます。
2:06:13	113ページは、
2:06:20	1.1053条の件でこれは先ほど申した通り1.1659条のコメント。
2:06:27	を受けて修正中でございます、次回提出時適正化いたします。
2:06:34	あと114ページについてはアクセスルートの資料に合わせまして補足を追加させていただきます。
2:06:44	あと115ページをお願いいたします。
2:06:48	あと115ページで補助給水ピットへの補給の要員のみな惜しいを変更前と変更後、上と下に比較する形で、
2:06:59	作成しております。こちらもアクセスルートでの指摘事項の回答資料に合わせまして、
2:07:07	資料1、追加させていただきます。
2:07:11	左側の青枠が要員数を示しているところで3、3人から6人になっているということと、
2:07:20	右側に4時間10分、上がわあが変更前ですけど14分の余裕だったものが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:28	時間、下の方では、作業時間が3時間20分に短縮されたことと、
2:07:36	アクセスルート等の確保が0分ということで必要。
2:07:41	なくなった点で前倒しされて2時間4分の余裕を確保するという状況です。
2:07:49	116ページをお願いいたします。
2:07:53	こちらは燃料取替用水ピットをと同じような、有効性評価のタイムチャートの一部抽出、一部抜粋加筆しまして作成しております、
2:08:06	3名から6名に変更することで、
2:08:11	作業時間が短縮されて余裕時間が、
2:08:16	燃料どれか用水ピットの枯渇時間の12.9時間の制限時間に対して修正変更前は1.2時間に対して2時間と余裕を確保したという、
2:08:28	ことを記載してございます。
2:08:32	117ページをお願いいたします。
2:08:37	こちらは使用済み燃料ピットの注水ですけれども、
2:08:42	全交流電源喪失Ⅱの有効性評価のタイムチャートを活用しまして、あと補助給水ピットへの補給とす。
2:08:53	が上の段でスターに使用済み燃料ピットの補注水タイムチャートありまして、
2:09:02	赤は赤囲みをしているところを、
2:09:08	なんですけれども、
2:09:10	補助給水ピットへの補給と相済み燃料ピットへの注水の作業でええと、
2:09:15	一部共通の部分がありますということと、使用してる設備が大型送水ポンプ車ということで同じもの、手順も同様ですので、
2:09:26	こちらも
2:09:28	補助給水ピットに合わせて6名に変更しているということを記載してございます。
2:09:35	118ページをお願いいたします。
2:09:38	118ページの方は想定事項12の回答の資料と合わせましてSAA燃料タンク衛星の配置図等を記載してございます。
2:09:50	まず5-1に対しての説明は以上になります。
2:09:59	規制庁秋本ですそれでは確認に入りたいと思います。どうまずはたCからですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:07	すごい単純な話。
2:10:09	なんですけど、
2:10:13	と、
2:10:14	さっきのマスクングの件なんですけど、なのでちょっとマイクを外して話します。
2:16:16	規制庁は疑問等ですそれでは、私理解しました。すみません。それで 107 ページのIVは、
2:16:26	これはあれですかすごい単純な話なんすけど遺漏月井のやつもあったりするんですけどここは、
2:16:32	特に色つきではない感じですか。
2:16:48	北海道電力古谷でございます。こちらの図はですね図、図番のところにも書いてありますけれども 54 条のまとめ資料 27 ページからの、
2:17:01	張貼っているものでしてそのまとめ資料と同じものになってございます。まとめ資料の、例えばその添付資料とかで我々
2:17:13	電源構成図を載せているんですけども、そちらの
2:17:19	添付資料では色分けをして見やすい形で、女川さんと同様の形で付けさせていただいております。以上です。
2:18:10	規制庁秋本ですその他、いかがでしょうか何かありますでしょうか。
2:18:20	規制庁の平本です。
2:18:24	今回の変更点じゃないんですけども説明してもらいたいところがあってですね。
2:18:33	77 ペイジー、D、
2:18:37	77 ページは、55 条の、
2:18:41	対応手段。
2:18:46	と、
2:18:47	うん。
2:18:49	対応手段と、それから、
2:18:53	規制要求のですね、対応表なわけですけども、
2:18:56	この中で、
2:18:58	⑧番なんですけど、⑧番というのは、76 ページ見てもらうと、
2:19:05	工場内の発電用原子炉施設基数の半数以上を配備することと、
2:19:13	d す。それについて、
2:19:15	この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:17	77 ページの表は、⑧番が例えば可搬型大容量海水送水ポンプ車とか、
2:19:25	になったわけですね。
2:19:26	可搬型大容量海水送水ポンプ車は、確か、1 台で予備 1 台の計 2 台だったと思いますけども、
2:19:36	この⑧番への適合はどういうふうを考え、
2:19:47	えっと可搬型大容量海水送水ポンプ車につきます。はい。まず可搬型大容量海水送水ポンプ車放水砲等は、
2:19:58	2 分の 1N と言っている。
2:20:02	発電所の基数の 2 分の 1 以上を持つことで、今泊 3 号機の 3 号炉の現在は 3 号炉単独申請ですので、必要数が 1 台。
2:20:15	それに加えてプラント共通の予備として、1 台、
2:20:19	現在保有していると、12 号炉の審査の時にな。
2:20:24	言った暁には、その 2 分の 1N 台としてのその基数が増えますので、そのときには、可搬型大容量海水送水ポンプ車が、
2:20:35	プラントとして必要数 2 枚プラス予備 1 みたいに、申請をすることになると考えてございます。
2:20:49	す。平本です。申請対象が今 3 号機。
2:20:55	1 期なので、
2:20:57	それが
2:20:59	N 分の町の N が 1 だと。
2:21:04	いう N が 1 だと。
2:21:07	プラント基数が 1 だと。
2:21:11	そういう理解ですね。
2:21:13	なので、2 分の 1 時半数以上と言ったら、
2:21:17	1 個あればいいと。
2:21:20	いうことに、もうワンセットあればいいと。
2:21:22	それにプラス今及びもよ、設置していると、そういう説明ですね。
2:21:29	はい。北海道電力のイチタニですその通りでございます。
2:21:35	了解しました。私からは以上です。
2:21:41	規制庁秋本です 110、17 ページで、
2:21:48	多分そういう大丈夫なんだとは思ってるんですけど
2:21:52	真ん中と一番下に適宜実施があるじゃないですか、これって。
2:21:59	作業が完了したらすぐ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:03	適宜 1C になるっていう感じなん。
2:22:08	でいいんですかね。というのは、
2:22:11	補助給水ピットへの補給開始って 7. 4 時間からスタートってなってるけど、その前から、
2:22:19	グレーが出ちゃってもういいような作りになってたんですけど。
2:23:30	北海道電力古谷でございます。ちょっと
2:23:36	このタイムチャートについては有効性評価
2:23:39	カラーの抜粋でして、ちょっと時間、ちょっといただきまして後で
2:23:48	他社さんとの記載が同じかどうかちょっと確認させていただきます。
2:23:54	7. 4 時間の補助給水ピットへの補給開始というふうに記載している、先頭間の適宜実施という記載があると。
2:24:05	少しわかりづらいところもありますけれども、準備が完了しましたらそのあと補助送水ポンプ車を起動して補給することは可能ですので、
2:24:20	このようなタイムチャートにしております。
2:24:23	他社さんとのちょっとが同様の記載なというか、この後少し確認させていただきますすいません。以上です。
2:24:56	規制庁アキモトですでは 5 の一位は以上で、
2:25:01	特に大丈夫だと思うんで、はい、それでは、
2:25:07	次は、
2:25:08	どうでしょうか出向。
2:25:10	この 2、
2:25:12	はい。後、資料 5-2 を説明お願いします。
2:25:18	はい。北海道電力古家でございます。資料 5-2 の技術的能力の 1.0 のパワポの 2 回目になります。
2:25:30	黄色部分、黄色ハッチング部分が修正箇所です。基本的には記載の適正化をしてございましてその他
2:25:39	主、主な変更点というところだけご説明させていただきます。
2:25:45	最後の方、
2:25:48	ごめんなさい、23 ページお願いいたします。
2:25:57	衛藤。(2) 番のところに、
2:26:01	前は野間様。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:04	迷うことなく、という言葉だったのは
2:26:09	基準の部分、言葉に合わせてためらうことなくということで表現を修正してございます。
2:26:25	それから 42 ページお願いいたします。
2:26:32	42 ページは体制の変更点を示しているページなんですけれども、前回は変更前のところに、2017 年 3 月頭。
2:26:46	提出してございました資料を張りつけていたんですけれどもちょっと
2:26:52	変更後の形等、違いまして比較しにくいものとなってございましたので、富谷さんの観点から現状のまとめ資料の体制図をベースに、
2:27:06	2017 年 3 月の当初の体制をお示しして、比較しやすい形に見直しでございます。修正、手を加えていることを、変更前の一番下のところに、
2:27:23	四角囲みで補足させていただいております。
2:27:29	右側の変更内容としては、通報連、
2:27:36	連絡者二名のうち、変更、通報連絡者二名のうち、1 名通報連絡責任者として衛藤。
2:27:46	体制を変えておりますので、そのあたりの追記をしてございます。
2:27:51	43 ページをお願いいたします。
2:27:56	43 ページの変更前の図も、先ほどと同じように皆さんの観点で少し加工させていただいております、
2:28:07	変更点を変更内容のところで 2 点追記してございます 12 号炉の
2:28:13	発電用原子炉主任者の追記と、
2:28:16	先行審査実績を踏まえて、委員、それから各班の班員の増員したところを追記してございます。
2:28:27	資料の説明は以上です。
2:28:38	規制庁秋本ですそれでは確認に入りたいと思います何か規制庁側からありますでしょうか。
2:28:56	北海道電力古谷でございます一つすいません説明を忘れてございまして、
2:29:02	各ページ、各ページというか他社さんと同等の
2:29:10	という記載をですね前回入れてなかったんですけれども、各ページにその適合方針と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:19	先行と同等ということを示明してごさいます以上です。
2:32:06	規制庁秋本ですそれでは資料5-2は、何も東部は他にありますか。
2:32:13	なければ、じゃあ、続いて資料、この3、
2:32:18	ですかね。はい。
2:32:22	北海道電力古谷でございませ資料5-3、についてご説明させていただきます。
2:32:31	こちら、1枚、1ページ目ですけれども、審査会合での指摘事項に対する回答になります。
2:32:40	指摘事項を記載してごさいますけれども、
2:32:44	令和5年2月2日の審査会合で技術的能力1.2と45条から2月28日、1.1154条、
2:32:56	3月16日の会合で1.3と46条に対してアノて、添付資料等、補足説明資料が、ご提示できていないという状況でございまして、
2:33:09	ご指摘をいただいております。それから、衛藤4月27日の審査会合では、44条の補足説明資料が5
2:33:19	提出できていなかったという状況でご出席をいただいております。
2:33:25	次、次回の会合の方では回答ですけれども、
2:33:32	審査基準等設置許可基準規則への適合性を網羅的に説明するために必要な、添付資料、補足説明資料、
2:33:40	業務に関して指摘を受けた条文を含めまして、技術的能力の1.0と、SAの43条から、技術的能力1.15、58条について、
2:33:53	2017年3月までに審査を受けたものから、最新の審査実績を踏まえて見直しを図りご提示しますということで記載しております。
2:34:04	こちら、なお書きでこちらについては、登録型が同じである大井34号炉の最新審査実績を踏まえるとともに、
2:34:12	基準規則の適用状況を整理した資料。
2:34:16	対応手段の電源コース、点検構成図と炉型の相違によらず、BWRBWRと共通するような内容については、BWRの最新審査実績を踏まえて、
2:34:29	見直しを図ったものとしておりますということで回答を記載してごさいます。
2:34:34	説明は以上です。
2:34:42	規制庁アキモトです。それでは確認ですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:47	提示しましたっていうことですので、これあと中身を、
2:34:52	見ていかなきゃいけないかなというところだと、
2:34:56	手順の方はほとんど、
2:34:59	もう、
2:35:00	見れてるような感じになってるのかなとは思うんですけど。
2:39:11	規制庁脇本ですそれでは資料5-3、よろしければ、資料6、お願いします。
2:39:19	はい。北海道電力古屋でございます。資料6、
2:39:23	に基づきまして柏崎刈羽6、7号炉の
2:39:29	バックフィットの関係で、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための対策ということで資料をご説明させていただきます。
2:39:40	1ページめくっていただきまして1ページ目です。
2:39:45	KK67のバックフィットについては3件ありますけれども、(1)の原子炉格納容器の過圧破損防止するための対策ということで、
2:39:58	こちらが今回、本日の説明範囲になります。
2:40:02	衛藤(2)番の1.11、それから(3)の59条の方については審査会合でご説明済みということで記載してございます。
2:40:13	あと2ページ目ですけれども、こちらに設置許可基準規則の50条の解釈の改正内容を記載してございます。
2:40:25	改正後のところで下線部分が変更点になりますけれども、
2:40:31	原子炉格納容器バウンダリを維持しながら、格納容器内の圧力温度を低下させる設備ということと、
2:40:41	下の解釈の方の片括弧Aのところでは、
2:40:47	下、ABWRの方ですけども格納容器の代替循環冷却系または格納容器再循環ユニットを設置することということで、基準が書かれてござございます。
2:40:59	当検討の方に記載しました通り
2:41:05	我々としては格納容器再循環ユニットについては
2:41:11	それを設置する設計としてますので、
2:41:16	まずは適合方針としては断適用しているというふうに考えてございます。
2:41:22	改正後の解釈の第2項のところですけども、こちらについては赤文字で書いてあります通りアイスコンデンサ型格納容器を有するPWRに対して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:37	こちらは大気中に2月、2月ための設備の設置要求ということで、結論の方のまた書きになりますけれども、
2:41:47	50条の第2項についてはアイスコンデンサ型、格納容器の要求でするので、泊3号炉は、
2:41:55	アイスコンデンサ型格納容器ではないということで考慮不良ということで、記載してございまして、
2:42:02	改正された規制要求に対して適合性を満足することを確認したということで資料を作成してございます。
2:42:10	説明は以上です。
2:42:15	規制庁脇本です。規制庁側から何か確認ありますでしょうか。
2:42:23	規制庁秋本ですちなみにこれは、
2:42:28	対策、
2:42:33	もうやってるから、
2:42:36	いいですって感じの何て言うんでしょうパフォー
2:42:46	何て言ったらいいんだろうな、これは
2:42:50	その位置付け的に、PWR、
2:42:53	は、全般バックフィットがやをやってるカラー
2:43:00	これ、50条は、
2:43:04	藤%報を設けて、
2:43:06	やるっていうこと。
2:43:09	なんだなあと、ちょっと理解はしたんですけど。ちなみに
2:43:15	改正されたっていう観点からする等、53条も、
2:43:21	改正されたんじゃないですか。
2:43:26	2がⅡ2損すまあ、理解はしてるんですけど
2:43:32	それはBWRの
2:43:35	弁当を、
2:43:38	建屋水槽対策として位置付け、
2:43:41	るっていうふうに理解はしているんですが、
2:43:47	何ていうんでしょう、これ、それとの住み分け的に、
2:43:52	これは、
2:43:53	対策わあ、
2:43:56	もともと細粒化ユニット書いてあったから、
2:44:00	変わりませんってことを言われているんだと思うんですけど。
2:44:08	53条変わったよねってというのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:11	特段パワーポを設けずに、
2:44:14	説明を説明オオツカ資料を提示している。
2:44:19	ていう理解でいいですか。何ていうんでしょう。
2:44:25	53 条やんないんだったら 50 兆もじゃ別にいらなないじゃないっていう話に。
2:44:31	する人も、
2:44:32	あるかもしれないなと思っただけなんですけど一応その、
2:44:37	53 条はBWRだから、
2:44:39	ていう清梨衣を事業者側ではしてるっていう理解でいいですか。
2:48:09	北海道電力のイチタニです。今回 53 条を、のパワーポイントを用意してございますけれど、
2:48:19	50 条で失礼しました 50 条のパワーポイントを用意してございますけれども、先行PWRで実施した柏崎刈羽のバックフィット、
2:48:30	と同等の資料を提出するという趣旨で今回用意してございます。
2:48:38	規制庁秋本ですわかりました。その他、確認ありますでしょうか。
2:49:29	規制庁アキモトです。では、パフォーシリーズは、以上で、
2:49:34	続いて、次の資料を準備しますので少々お待ちください次 43 条ですかね。
2:49:46	あ、すみません泊谷津。
2:49:55	泊発電所から、よろしいでしょうか。規制庁アキモトですどうぞ。
2:50:02	すいません。北海道電力小松でございます。先ほど資料 5-1 の説明の時に秋元さんから質問がありました。すいません資料、
2:50:14	この 1 の
2:50:17	117 ページをお願いいたします。
2:50:24	フルヤで続けてください。すいませんはい。
2:50:28	先ほど秋本さんの方から質問がございました。約 7. 4 時間のところの前に、前から適宜実施っていうふうに記載しているプラントがあるかというところ。
2:50:41	に対しまして、伊方発電所の伊方 3 号炉の有効性評価の資料にて適宜実施と書かれているのを確認してございます。
2:50:51	伊方 3 については上の約 7. 44 時間補給会社のところが、補助給水ピットの枯渇というところで記載してございますが、こちらの上の方の時間については、泊は大井さんと大井。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:07	34号炉と同様の記載として、
2:51:10	ございます。その制限時間までに適宜実施というふうに記載しているプラントとしては伊方と同様ということで確認してございます。
2:51:21	以上です。
2:51:48	規制庁秋本ですわかりました。
2:51:51	はい、では、次に行きたいと思います。
2:51:58	43条の説明をお願いします。
2:52:04	はい。北海道電力のイチタニです。43条、資料、本日の資料でいきますと3番のシリーズになります。
2:52:16	まずは、資料3-5のコメント回答リスト、それと、資料3-3。
2:52:24	と3-4の比較表。
2:52:27	この三つぐらいでご説明していきたいと思います。
2:52:32	3-5のコメントリストはですね、2万円ものぐらいの薄いのが、
2:53:16	はい。それでは資料3-5です。
2:53:20	4分の1ページ目に、随分前に後日回答となっていたものを本、ナンバー2番ですね、本日ご回答いたします。
2:53:31	航空機落下確率が背S n時において設計上考慮する必要がないというものについて、コメント回答資料(1)ということで資料3-6、2点ご説明いたしますと、
2:53:46	して、資料3-6を、
2:53:49	また添付といたしますか、用意してございます。
2:53:53	はい。
2:53:55	はい。
2:54:56	続けます。はい。
2:54:58	はい。それでは資料3-6をご覧ください。
2:55:02	ざっと申しますと、デービーとしての航空機落下確率の評価ということで、四角で囲みましたがけれども泊3号炉の原子炉施設への落下確率は、
2:55:16	あの枠組みのところ約 2.3×10 のマイナス8乗回パー炉年と。
2:55:23	なってございます。
2:55:24	これが、
2:55:27	判断基準である10のマイナス7乗。
2:55:32	になるぐらいに、面積を拡大していくとどうなるかという考え方をした資料でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:41	はい。もともとの時の落下確率の面積が0.0116 平方キロメートル。
2:55:49	これが
2:55:50	落下確率が10のマイナス7乗という判断基準に到達するとすると、0.0504 平方キロメートルになりますと。
2:56:00	それぐらいまで広げ、
2:56:03	た。
2:56:05	範囲、青、仮想的にこの青い
2:56:09	絵で落としましたけれども、
2:56:11	この中に、代替非常用発電機と常設衛星設備が入るようなエリアは、十分に入りますので、
2:56:19	デービーにおいて、航空機落下確率が、判断基準を超えない、常設衛星設備である代替非常用発電機、
2:56:30	の分SAとしては考慮すべき面積は増えるけれども、
2:56:34	このぐらい増えたとしても、
2:56:38	判断基準を超えないことが確認できましたという資料としてございます。
2:59:30	規制庁秋本です。何かコメント等ありますでしょうか。
2:59:36	はい。それではこのコメント回答は以上で大丈夫。
2:59:41	手続きがあります。はい。はい。今のがコメントNo.2番。はい。コメント回答資料、紙の資料3-5、リストの4分の4ページ目。
2:59:53	お願いいたします。
2:59:55	まずコメント回答のものを先にやらせていただくかと思えます。
3:00:01	と、ナンバー15番。
3:00:04	循環水ポンプ建屋とか原子炉建屋を横並びで記載できるか検討の上説明することと、
3:00:11	いうコメントをいただいております。これに対して、資料3-7でご説明いたします。前回ご提示した資料と、記載を、結論的には、変えずに、おりますと。
3:00:28	今が結論なんですけれども、それでは資料3-7をご覧ください。
3:00:39	はい。
3:00:40	等ですね、アノ的なものを、2ページ目、3ページ目、4ページ目に記載してございます。
3:00:52	はい。です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:53	2 ページ目が、現状の記載。
3:00:57	この、ちょっと色を変えてますけれども水または電力を供給する注水設備電源設備は必要な容量を賄うことができる2セットについて、
3:01:07	緑でかかっているものが、それ以外のものは1セットについて、建屋から100メートル以上離隔すると。
3:01:16	ともに、その下にとその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100メートル以上離隔と。
3:01:28	いうふうに、現在記載してございます。
3:01:31	この意図するところは、
3:01:33	下の方のですねけれども、循環水ポンプ建屋、
3:01:39	の中に、
3:01:42	何だか原子炉補機冷却海水ポンプがございまして。そうですからその機能の代わりとなるポンプ車の2セットは、
3:01:53	この循環水ポンプ建屋から100メートル離しますということを宣言しています。
3:01:59	ただし、電源類、
3:02:02	は、
3:02:03	循環水ポンプ建屋から、可搬の電源車なんかが、循環水ポンプ建屋から100メートル以内になったとしても、
3:02:12	いいような書き方になっている。
3:02:18	認識です。
3:02:20	これが2ページ目。
3:02:22	で、3ページ目ですねけれども、
3:02:26	建屋を、を統合して記載する。
3:02:31	つまり、
3:02:33	このページの上から4、5行目ぐらいですか。
3:02:37	設計基準事故対象設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋から100メートル以上離隔すると。
3:02:51	こういうふうにまとめて表現しようとする、先ほどのページで、
3:02:56	循環水ポンプ建屋と、
3:03:00	アノから2、2セットまたは1セットの衛生設備はすべからく離しておくと、離隔させておきますという宣言になる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:12	と理解してございます。
3:03:14	で、当社が参照としました伊方3号炉の記載。
3:03:20	が4ページ目なんですけれども、伊方3号炉の記載の場合、循環水ポンプ建屋はなくて、屋外
3:03:29	ではありますけれども、こちら、
3:03:33	4ページ目の上からやはり5行目ぐらいになりますと、
3:03:39	原子炉建屋及び原子炉建屋から補助建屋から100メートル離隔するとともに、可搬型重大事故等対象設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象設備から100メートルの離隔を確保すると。
3:03:53	いう宣言になってますので、やはり水系は、その屋外の、
3:03:59	このSOSって書いたやつから離しますという宣言になっていません。
3:04:05	当社としては、まず1ページ目の、
3:04:10	コメント回答の一番下のパラグラフですけれども、
3:04:16	泊3号炉の現状の可搬型重大事故等対処設備の保管場所の配置においては、電源車を循環水ポンプ建屋から100メートル以内に置くような配置する設計にはしておりませんが、
3:04:29	基準要求として、可搬重大事故防止設備は、設計基準事故対象設備と同時にその機能が損なわれる恐れはないと、同じ機能を喪失しないように配慮すると。
3:04:42	という観点。
3:04:44	から、マイカだと同等で、循環水ポンプ建屋を、原子炉建屋補助建屋と一体で書くのではなく、
3:04:54	別枠で、その機能を代替するものから離すという書き方で
3:05:01	いきたいと考えてございます。
3:05:12	ではコメン今野ナンバー15よろしければ次別のコメント回答に参ります。
3:05:22	本、
3:05:24	本文に行くものでいきますと、
3:05:28	No.10、
3:05:32	6番、
3:05:34	本文の比較表、資料3-3をご確認ください。
3:05:41	43の、
3:05:43	12ページ目になります。大井の方で配管トンネルが、
3:05:49	云々という記載があったんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:52	その記載、
3:05:55	ヒアリングにおいて口頭でご説明しましたがけれども差異理由の充実をすることで
3:06:02	比較表の43の12ページ目。
3:06:04	大岩海水ストレーナを接続口として使用するので、その配管トンネルが接続口からの経路となる。
3:06:12	そのため、左のような書き方をしているけれども、泊は、配管トンネルを経由するようなところに接続口はないのだと。
3:06:21	というのが読めるように、再利用充実しました。
3:06:24	はい。はい。
3:06:26	はい。
3:06:27	で、No.17番ですね。
3:06:31	接続された接続先と分離された状態という部分の記載について、
3:06:39	隔離、
3:06:41	改めて説明することと。
3:06:43	こちらについては比較表で申しますと、43-14ページですね。
3:06:53	はい。
3:06:55	まず回答概要です。大井と同様に放射性物質または海水を含む系統と含まない系統の分量、
3:07:03	特記して、説明するようにはいたしますけれども、泊の場合はディスタンスピースを用いておりません。多重の弁で分離するんですけれども、こちら、女川のフィルタベント系の記載。
3:07:16	を参考に直列で2個設置と。
3:07:18	いうものを参照しまして、43-14ページには、確実に隔離し使用時に通水できるように、隔離弁を直列に2個設置するか。
3:07:32	分離された状態とすることによって悪影響防止を図ると、こういう記載にさせていただきます。
3:08:10	規制庁アキモトです。
3:08:12	今のところは、
3:08:14	2個設置するか。
3:08:17	重大事故等発生前括弧通常時に、
3:08:24	接続先と分離された状態とすること。
3:08:29	これは、
3:08:32	どうあれ、
3:08:35	どっち。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:08:37	あれに越せた中の弁でやるっていただけなんじゃなかったでしたっけ。
3:08:44	何か具体的に。
3:08:46	そういう接続先と分離された状態。
3:08:52	にするってというのは、何かいいでしょうか。北海道電力のイチタニです。右の差異理由欄、
3:09:01	もう、
3:09:02	踏まえ、ご説明したいと思いますが、
3:09:04	放射性物質の拡散を抑制するような、燃料取替用水ピットと補助給水ピットの隔離のところ、ここは直立に古瀬の弁で隔離をしてございます。
3:09:16	一方で
3:09:18	海水の拡散防止といえますか、
3:09:24	原子炉補機冷却水系 c c Wに海水を注水するような場所、あそこは当然通常は、
3:09:34	切りはディスタンスピすではないですけどもポンプ車を直接つなぎこみに行くんですけども、そこは通常時に分離しておくことで、当然回数が入らないようにして、しますと、
3:09:48	いう部分。
3:09:50	その二つを表現しているつもりでございます。
3:11:22	はい。続きまして、
3:11:25	コメントNo.12、1314が今日の1シリーズの比較表でございます。資料3-4、ちょっと分厚いんですけども、
3:11:36	資料3-4を
3:11:39	ご参照いただきます。まずナンバー12番です。SA2とか清さんは、今日の1位で確認すべきかと思われるので、ちゃんと差異理由を記載して説明することと、
3:11:51	いうことで今回ご提出した比較表に対して、
3:11:55	登載理由、特記すべき部分には差異理由を記載するようにしてご提出してございます。
3:12:00	ナンバー13番、再循環ユニットの機器クラス、泊は馬場大岩SE、新居となっているけれどもというご質問に対しては大井の後任の目標確認したところ、機器クラスバーと、
3:12:15	なっていることが確認できましたので泊としては、バーで参りまずというこれが

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:22	比較表、資料3-4でいきますと、今日の1-30ページ、ちょっと比較表だと小さいですけども、
3:12:32	はい。
3:12:48	N〇はい。続きましてナンバー14番です。可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置の機器クラス泊%大岩エスエー
3:12:59	さんであることで、
3:13:00	泊として該当するかどうか確認の上と。
3:13:04	説明することに対しては、圧縮装置で、
3:13:09	重大事故等クラスが適用される医療機関ポンプ弁、支持構造物、こういったものではないので当初バーとしておったんですけども、PWRの再審査し、審査実績である大井とあわせてSAさんと、
3:13:22	を記載しますと、いうことでこちら比較表で申しますと36ページ目。
3:13:28	ちょっと小さいですけども、黄色マークしたところにSAの3の区分に変更してございます。
3:13:37	うん。
3:17:37	規制庁アキモトです14番は、とりあえず大井の実績には見ていただいてそれと合わせて記載しますということではあるものの、
3:17:48	と北海道電力が医療機関ポンプ弁支持構造物でないという整理で、それが正しいんだっていう主張を、
3:17:58	していただいても全然問題ないと思うので、まず、大井だけじゃなくて、
3:18:03	他の電力もうちょっと参照していただいて、
3:18:09	結論というか検討してもらった方がいいかなと思うんですけど、いかがですか。
3:18:15	はい。北海道電力のイチタニです。はい。当社の主張も、
3:18:22	他社でどうしているかということも確認の上で、
3:18:30	再度検討して結論を出したいと思います。はい。
3:20:36	はい。衛藤。
3:20:38	コメント回答以上になります。43条、コメント回答ベースのご説明は以上です。
3:21:12	でね。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:14	北海道電力田口です補足の説明に入る前に今回かなり大量の資料を一気に出してしまいましたので、その中2、ヒアリングをすでにやっていたらいてるものを、
3:21:25	もうまげて一式の条文単位での資料提出という形で出させていたでいてます。
3:21:30	今回、資料3-9という資料をつけまして、渡した資料のうち、どれが本日の対象ですかというのを、整理する形で、
3:21:41	つけております。
3:21:42	文章ではいろいろ書いてるんですが、2枚目の方にA4横で表をつけております。
3:21:50	薄緑だ。
3:21:52	たりファイルで塗ってるものは対象外だったりもう冷やが終わっているものということで白抜きで残っている。
3:21:58	ものが今回、
3:22:00	本日のヒアリング対象として、
3:22:04	確認いただきたいものということになります。大木空あけますと、今、
3:22:11	説明しました43条絡みでいくと、本文は、冷やをすでにやっいて今回いや、2回目ですから、
3:22:19	本文についても触れても構わないんですけども、添付資料については、
3:22:25	去年、
3:22:26	1回出した後、最新化をして初めて出てくるもの。
3:22:30	で、43条の補足説明資料を今日シリーズ今日の1から、
3:22:35	11だったかな。うん。でありますけれども、こちらの中で今までにお話できているのは、3号中、あと今日の1も1回お話をしてるんですけども、
3:22:45	中身を最新かけてきましたので本日は対象。
3:22:49	という形でやっております今日の4も同じ考え方です。
3:22:54	44条から56条の範囲についてもまとめ資料本部については対象としない考えで、添付資料を今回、同じく最新化したものをつけております。
3:23:05	その後ろの補足説明資料については、上の方でガバッと白くなっている辺り、こちら側の43条の基準適合一覧表っていうのが、必ず拡充を頭についていてその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:23:18	関連資料エビデンス類のようなものをいろいろつけているものです。
3:23:22	こちらも、すべて女川の資料を確認し、大飯の資料を確認し、同等の資料品質となるようなものを今回応援して提出させていただきました。
3:23:34	その中でその他設備というものが一つ今までPWRなかったもの、
3:23:40	なんですけれども、こちらは去年の資料提出のときにも出していない資料で今回初めて、
3:23:46	済みました多田こちらPWRに比較対象がない資料です。
3:23:52	自主対策設備の説明をしているものなので、
3:23:55	Bの女川と比べるともうすでに内容がかなり違い過ぎていて、資料の構文とか構成とかが、
3:24:03	同じにしましたけれども書いてるものは全く違うので比較表を作成しておりません。
3:24:09	そちら側の、
3:24:10	全体についているもので、それ以外で専用でついてるものが52条のCV外54条のSFPについて、それぞれちょっと専門的な内容を説明する内容のものが、
3:24:22	三つずつついてるんですけれども、こちら特に先行Pとの考え方変えているものではなくて、我々の解析の結果ですとか、設計のオリジナリティのところ反映して数字とかが変わってきますけれども同じような内容のものが、
3:24:36	入っているというふうに我々認識しております。
3:24:39	その中で43について、
3:24:42	はい。
3:24:46	はい。北海道電力のイチタニです。43条全部はもちろん、ちょっとご説明していけませんけれども、今回直してきた部分等をご説明したいと思います。
3:25:08	まず43条、一番上の方にある表の1位です。これは2月17日のヒアリングの時に、ボス比較表という形でご説明ご提出もしてございますけれども、
3:25:22	その本文のヒアリングを通じて、少し何だろ配管流路を書き出したとか、設計基準拡張の範囲直したとか、そういったことがありますのでそれ一の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:36	と合わせる形で後ろの所重大事故と対象設備の一覧表を見直しで ございます。なので、かなり黄色い部分多いですけども、
3:25:47	ちょっと用語が変わったとかですね。
3:25:49	行法等黄色いのは、設備として流路記載ふやしたとか、そんなよ うな、
3:25:57	ので、記載を見直しているというのが今日の1の状態ございま す。
3:26:04	こんな感じで、今日の2については、比較表の形でご提出するの はアノはⅡ発ということになってございます。
3:26:16	大野アガワ大井。
3:26:19	女川との比較表。
3:26:21	イトウの3年比較になってますけれども、長友類型化の考え方と しては同じです。
3:26:27	ただ、従来、泊に書いてなかったものは書き出したりしてます し、エリアが建屋の構造が違ったりするので少しこう、
3:26:38	何で類型化区分記号とか、
3:26:40	フローとかちょっと違ったりはしていますけれども考え方に相違 はないというふうに認識してございます。
3:26:48	で、今日の3に関しては以前ご説明して今回の対象ではございま せん。
3:26:56	今日のイオン
3:26:58	今日の4が可搬型重大事故等対象設備の保管場所とか必要数の資 料でございます。こちら2月ぐらいに一度ご説明をしてござい ますけれども、その後、
3:27:12	少し機器の配置が変わったものを反映したと。
3:27:16	いうぐらいでございます。
3:27:21	はい。後ろの方に表があったりするのでそこ少し黄色がありま す。
3:27:27	配置の最新化です。
3:27:29	はい。今日の5は今日の本日の対象外でして、今日の6番、
3:27:35	竜巻に対する
3:27:39	はい。
3:27:41	竜巻を影響を考慮した保管場所と、こちらの資料は女川さんには 同等の資料がございませんので、大井との2連比較で、
3:27:52	用意してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:54	で、
3:27:55	多いと並べますと、大井よりも少し泊の方が記載を多かったりする部分があるんですけども、実はこの資料、
3:28:04	2016年ぐらいに弊社が審査会合でご説明した資料をベースに当時つくったもの、それがですね、
3:28:14	今日の6の2ページ目に、ちょっと枠囲いのテキストボックスを貼りましてですね。
3:28:22	書いたんですけども、
3:28:25	当時審査会合でご説明した資料を、をベースに作ったものなので、大井よりも記載がちょっと多かったりする部分ありますけれどもそこをあえて変えることはしていない状態ですと。
3:28:38	ていう、
3:28:40	ことを、ちょっと記載させていただいております。
3:28:46	はい。
3:28:47	続きまして今日の7、今日の7は、外部事象に外部事象に対する、
3:28:54	重大事故等対象設備に対する外部事象の評価の資料でございます。女川と同等を、の内容でございまして、
3:29:06	2月のの際に比較表もご提出してるんですが、今回今日の1リストを見直しましたので、
3:29:15	それに合わせて、後ろの方にその影響評価のリストがダーッとあるんですけどもこれも見直したと。
3:29:23	いうものです。基本的に考え方変えたり何だりはしていません。記載の3進化です。
3:29:30	今日の8、も同様です。今日の1の機器リストなり、機器の呼び方、名称が変わったりしたので、それを反映したっていうのが今日の8の状態です。
3:29:45	はい。で、
3:29:47	今日の9、
3:29:49	今日の9ちょっとあの表の8が枚数多いので、今日の9は大分資料の方になります。
3:29:54	今日の9は溢水んの影響評価の、水防護方針の資料です。
3:30:01	はい。
3:30:02	こちら、
3:30:04	女川さん、まず大井にはありません、女川に合わせて作りましたけれどもそもそも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:12	溢水、S A設備に対する溢水の防護の仕方が違います。
3:30:21	今日の9の5ページ目。
3:30:25	辺りを見ていただきますと、
3:30:27	フローがちょっと、
3:30:30	女川さんとは違った形になってまして、女川さんはこれは防止設備ですか、防止設備だったら設計基準事故対処設備と同時に機能を損なわれないようにします。
3:30:42	緩和設備であれば、設計基準事故対処設備とかではないから、可能な限りの防護或いは修復性を考慮して、防護しますみたいな方針を立ててます。
3:30:53	泊は、重大事故等対象設備は防止とか緩和とか区別せず、溢水に対して防護する方針をとってございますのでまずこのフローが違う。
3:31:08	なので、後ろの方にも、その評価方法、方針に基づいて、
3:31:17	後ろの方についている資料も違うと。
3:31:20	いうものにはなっております。そのあたりの差異理由は差異理由欄にきっちり記載してございますのでご確認いただければと思います。
3:31:33	今日の中は今回の対象外ですね。
3:31:40	今日の11、
3:31:42	自主対策設備の悪影響防止についてと。
3:31:49	いう資料でございますこちらこれまでご提出したことはございませんでした。アノは所々数初出です。
3:32:01	特徴的なところとしては、
3:32:06	11-3ページから4ページみたいな辺りでちょっと、
3:32:10	11-4ページ以降、女川に、主要な自主対策設備の状況ということで文章で幾つかの手段に対して説明してございます。
3:32:21	これに対して泊が空欄です。
3:32:24	ここを、今日の11-3ページのところで、記載方針の相違としましたけれども、
3:32:31	泊への自主対策設備、には、女川がその次主体、主要な自主対策設備として記載しているような、
3:32:42	特記すべき悪影響防止対策を要するような、
3:32:46	手段、はありませんので、もう、
3:32:51	牛、後のホエー等、11-9ページからですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:32:55	9 ページから始まる一覧表の中で、
3:32:59	すべて整理しましたと。
3:33:02	いう作りにしてございます。
3:33:04	はい。今日シリーズ以上になります。
3:33:10	規制庁協本です。それでは確認に入りたいと思います。ちょっとさっきのコメント回答にちょっと戻ってしまうんですけど、あれの整理だけなんですけど、
3:33:23	標的面積の話あるじゃないですか、これって。
3:33:27	まとめ資料に、最後残していただけるっていう理解でいいですか。単品になっちゃってるけど、
3:35:57	はい。北海道電力のイチタニです。コメント回答でご説明しました航空機落下確率の資料。
3:36:06	まとめ資料の適切な場所に入れるようにいたします。
3:36:14	規制庁アキモトですそれで今日一井シリーズは、
3:36:21	実
3:36:22	見直しましたっていうところで、理解はしたんですけど先ほどあの回答でもあった。
3:36:29	の何ていうんでしょうその、大いに、単純に合わせましたっていうのが本当に適切かどうかは、
3:36:38	ていう箇所があることが何か理解できたので、
3:36:44	そういう、技術的に何か、
3:36:47	うん、泊として主張したいものがあるのであれば、
3:36:52	そこは
3:36:55	何て言うんですか。
3:36:58	差異理由にしっかり書いた上でやっていただければいいので、そのほかに何かあれば、
3:37:06	ちょっと何ていうんでしょう。
3:37:08	よくよくちょっとチェックをしていただきたっていうところなんですけど。
3:37:15	はい。北海道電力のイチタニです。承知いたしました。今回再循環ユニットはバーにしますと、コメント回答したような部分については差異理由欄にもしっかり記載してございますが、
3:37:28	その他、主張したいところについて
3:37:33	当社の主張をする場合には差異理由をしっかり記載するようにいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:21	規制庁アキモトですみません今日の7の、
3:52:25	2ページですね。
3:52:29	はい。
3:52:31	これって地すべりの件、
3:52:34	今回出されていると思うんですけど、これってあれですか構文とかどっかから持ってきてるとかそういう、
3:52:42	他社の例とかを、
3:52:44	があったりする感じですか。
3:52:47	北海道電力のイチタニです。この今日の7-2ページ目の、
3:52:54	何でしょう、可搬型モニタリングポストの使用場所、
3:52:58	2アクセスできない場合はアクセスルートの車両で運搬できる範囲に設置場所を変更するっていうのは、
3:53:05	60条、
3:53:10	60条後モニタリング側の条文、そちらの条文の記載と整合を図った記載にしました。だから先行プラント、
3:53:23	で、確か
3:53:27	その60条の記載は、どこか先行プラント参照したプラントがあったはずですので、確認いたします。
3:53:53	今日のはちいはい今回のやつだと思うんですけど
3:53:58	140ページで、
3:54:01	すごい細かい話ですけど格納容器スプレイのズルー能なんで1段目って、何か逆止弁がついてたりついてなかったり、
3:54:11	してたんですけど、これって何かあれなんですかこれ今回のやつはついてないバージョンですけど。
3:54:18	なんかついてるやつもありますよね。
3:54:21	北海道電力のイチタニです。系統図の記載の充実化の活動をする中で、今Dリングっていう一番下のリングには、
3:54:34	逆止弁を記載している江藤まとめ資料本体の系統図は記載しているかと思います。
3:54:41	今こちら、補足説明資料ですので、追いついてないというのが実態です。はい。
3:54:55	規制庁秋本ですいずれ、逆止弁がつくように修正されるということで理解しました。
3:55:03	今日の9-2ページなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:55:08	この設計方針内部数の件は理解はできるんですけど、一応一応確認は、
3:55:17	これは先行では、
3:55:19	ある考え方、
3:55:21	何ですか。
3:56:25	と、北海道電力のイチタニです。SA設備に対してこの内部溢水に対する防護方針という資料を先行のPWRプラントでは、ございない資料でしたので、
3:56:38	同じ記載の確認はできないんですけども、考え方としては、先行PWRと同様の考え方とをとってございますので、その旨記載したいと思います。
3:56:52	規制庁アキモトですその他43条、付則食うはいかがでしょうか。
4:00:32	規制庁アキモトです。
4:00:35	今日、まだほかにも、補足説明設備側の補足説明資料、いっぱいあるんですけど、
4:00:44	ちょっと時間的に終わらないので、また残りについては別日に設定をしたいと思います。
4:00:53	何か今日の時点で、
4:00:56	言っておきたいことと確認しておきたいことありますでしょうか。
4:01:05	はい。
4:01:06	よろしければ今日のヒアリングは以上にさせていただきたいと思います。
4:01:11	はい。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。